

「次期保健事業システム開発に係る工程管理支援・調達支援等業務」調達仕様書に対する意見及び回答

No	調達仕様書・委託要領等	ページ	章	項番	記載内容	当該記載内容に対する意見又は質問	回答
1	調達仕様書	P. 6	2	2. 1	本調達における協会・関係事業者等の調整については、協会と相談の上、受託者が主体的に調整を進めること。	関係事業者との調整範囲及び受託者の役割が広く記載されているが、提案、見積もり時点で前提とすべき調整対象及び責任分界が明確になっておりません。関係事業者との調整事項、受託者が主体となる範囲、協会が主体となる範囲、既存資料、設定情報の提供条件について明記願います。	受託者が本システムの設計・開発期間において、P6に記載のある事業者と、必須で実施するコミュニケーションはありません。あくまで、コミュニケーションが発生する可能性がある関連事業者としてご認識おきください。
2	調達仕様書	P. 6	2	2. 2	表 2-1. 関連する調達案件一覧 保健事業システム設計・開発事業者	本調達及び関連する調達単位について、項番③「保健事業システム設計・開発事業者」と記載がございますが、こちらは「次期保健事業システム」を指している認識で相違ないでしょうか。本調達においては、現行システム基盤との連携のみ発生する認識ですが、事業所ポータルV1への作業影響等想定されているものがあればご教授願います。	ご認識のとおり、「保健事業システム設計・開発事業者」は、「次期保健事業システム」の設計・開発事業者を指します。仕様書類に記載の通り、事業所ポータルV1と現行システム基盤とのシステム連携は実施せず、手動によるファイル連携となることもあり、事業所ポータルV1と次期保健事業システムは直接連携は行いませんが、仕様書類に記載の通り、事業所ポータルは後続のV2の開発が予定されているため、V2開発を見据え、事業所ポータルV1の構成について、当該事業者より問合せが発生する可能性があります。
3	調達仕様書	P. 8	4		令和 7 年から令和 8 年にかけて実施された要件等の検討結果を踏まえて実施すること。	要件等の検討結果についてご提示をいただくことは可能でしょうか。	要件の検討結果に関しては、本仕様書の別添資料である「要件定義書」（別紙類を含む）をご確認ください、
4	調達仕様書	P. 8	4	4. 1 (3)	事業所ポータルV1は、協会職員及び事業所の従業員の双方で利用するシステムとなるため、新システムの利用開始に向け、双方に対する教育・周知を計画し、研修会を実施するとともに、研修資料（操作説明資料、演習手順、FAQ、問い合わせ先案内等）を作成し、協会レビューを経て確定すること。	調達仕様書上では左記のとおり事業所の従業員に向けた教育・周知等が想定されているかと思受けられますが、要件定義書においては、以下の通り「協会職員様のみ」教育・研修等の実施を想定されていかと存じます。事業所様においては、本研修等実施の対象外とする認識で相違ないでしょうか。また、事業所様においても実施を想定されている場合には、想定されている実施規模や実施方法、想定される開催場所等についてご教授願います。 ===== 本システムの教育方針として、研修及びマニュアルの交付を実施する。研修の実施及びマニュアルの作成は、受託者主体で実施する。研修は原則、協会職員向けに集合研修による座学での開催とするが、より理解を深めるため実画面を使用した研修を組み込むこと。	ご認識のとおり、事業所様向けの教育は受託者の委託業務範囲外となります。ご意見を受け、仕様書の記載を修正します。

5	調達仕様書	P. 11	①	(ア)	基本設計実施前にデザイン検討を実施し、必要に応じてモック等を作成し協会の合意を得ること。	モック作成→合意形成→基本設計までを2か月以内に実施する前提であれば、契約はR8.12中に実施し、R9.1頭からプロジェクト開始するよう契約手続きをお願いしたいです。	ご意見の通り、契約手続きは令和8年内に実施の想定です。
6	調達仕様書	P. 11	4	4.2 (3) ①	(ア) デザイン検討 事業所ポータルV1は外部向けのシステムとなるため、受託者は、ユーザービリティやアクセシビリティを考慮したデザイン検討を実施すること。また、基本設計実施前にデザイン検討を実施し、必要に応じてモック等を作成し協会の合意を得ること。	デザイン検討において「外部向け」と記載がございますが、貴協会職員様向け画面についてはモック作成不要の認識でしょうか。 いずれの機能においても対応が必要な場合には、実施対象を明記願います。	デザイン検討については、外部向け/協会職員向けに関わらずご指摘を踏まえ、仕様書を修正します。
7	調達仕様書	P. 13	4	4.2 (3) ③	なお、移行元となるシステムについては、協会アンケートシステム/コミュニケーションサイトとなる想定であり、協会アンケートシステム/コミュニケーションサイトから取り込む内容は提供される健康保険委員データを事業所ポータルV1に移行する。対象データは概算40万件となる想定である。受託者は当該規模を前提に、データ取込方式、性能・作業時間、エラー発生時のリカバリ手順を設計すること。	移行対象の健康保険委員データについて、データ内容や形式をご教授いただくことは可能でしょうか。 提示可能であれば、内容・データ形式について明記願います。	ご意見を踏まえ、データ移行に係る責任分界等を含め詳細化し、調達仕様書を修正します。
8	調達仕様書	P. 13	4	4.2 (3) ③	健康宣言事業所の宣言内容等についてもデータ移行の対象となる。本内容については、支部ごとに件数が異なるが、概ね1レコードあたり20項目程度のデータとなる想定である。全国の支部におけるデータ量に関しては、本業務受託後、協会と調整の上情報を確認できるものとする。	健康宣言事業所データについて、全国の支部におけるデータ量は受託後に確認するとされており、見積もり時点で移行規模を把握できない形となっております。 全国の支部における健康宣言事業所データ件数について明記願います。	ご意見を踏まえ、健康保険委員及び健康宣言のデータ移行件数（概算）を調達仕様書に記載しました。 また、データ移行の方法について、仕様書の記載を見直しました。
9	調達仕様書	P. 13	4	4.2 (3) ③	協会支部にてExcel等で管理されている健康宣言事業所の宣言内容等についてもデータ移行の対象となる。	協会支部にてExcel等で管理されている健康宣言事業所の宣言内容等がデータ移行の対象とされておりますが、移行元データの管理形式が明確になっておりません。 移行元データの管理形式について明記願います。	ご意見を踏まえ、データ移行に係る記載について詳細化し、調達仕様書を修正します。
10	調達仕様書	P. 13	4.2	(3) オ ③移行計画	移行元となるシステムについては、協会アンケートシステム/コミュニケーションサイトとなる想定。	当該システムの具体的な内容やデータをご提示いただきたいです。	ご意見を踏まえ、データ移行に係る責任分界等を含め詳細化し、調達仕様書を修正します。

11	調達仕様書	P. 13	4. 2	(3) オ ③移行計画	協会支部にて Excel 等で管理されている、健康宣言事業所の宣言内容等についてもデータ移行の対象となる。本内容については、支部ごとに件数が異なるが、概ね 1レコードあたり 20 項目程度のデータとなる想定である。	全体のレコード数（データ量）についてご提示いただきたいです。	ご意見を踏まえ、健康保険委員及び健康宣言のデータ移行件数（概算）を調達仕様書に記載しました。また、データ移行の方法について、仕様書の記載を見直しました。
12	調達仕様書	P. 13	4. 2	(3) オ ③移行計画	移行元となるシステムについては、協会アンケートシステム/コミュニケーションサイトとなる想定であり、協会アンケートシステム/コミュニケーションサイトから取り込む内容は提供される健康保険委員データを事業所ポータル V1 に移行する。	協会アンケートシステム/コミュニケーションサイトからのデータ抽出作業は当該システム運用保守業者にて実施する前提で合っておりますでしょうか。また、データ抽出費用は本調達の対象範囲外の整理でよろしいでしょうか。	ご意見を踏まえ、データ移行に係る責任分界等を含め詳細化し、調達仕様書を修正します。
13	調達仕様書	P. 15	4	4. 2 (6) ①	データ内容の正当性（元データの誤り・欠損等）に関する責任分界は別途協会と協議の上決定とする。	移行データの品質に関する責任分界が不明確となっております。元データの品質確保や不整合発生時の責任分界について明記願います。	ご意見を踏まえ、データ移行に係る責任分界等を含め詳細化し、調達仕様書を修正します。
14	調達仕様書	P. 15	4. 2	(6)	②また、受託者は、初期ユーザーID/PWの一括払い出しを実施する。	初期ユーザーID/PWの一括払い出し方式のみを前提とした場合、利用者数が多い環境では、初期認証情報の配布、到達確認、未利用者管理、再発行対応等の運用負荷が大きくなる可能性があります。また、初期パスワードの配布・保管方法によっては、セキュリティ上のリスクも生じ得ます。そのため、一括払い出し方式に限定せず、利用者による初回認証情報設定、招待メール、本人確認を伴う初回登録等を含め、安全かつ効率的な利用開始手段を採用できるようにすることが望ましいと考えます。	ご意見として承ります。
15	調達仕様書	P. 16	4	4. 2 (7) ②	協会保健業務マニュアルに影響が発生する場合、改訂支援を行う。具体的には、現行業務マニュアルの影響箇所の抽出、改訂案の作成、協会レビュー及び指摘対応、関連文書との整合確認を行い、協会が改定業務を最終化するための支援を実施する。なお、最新版の協会保健業務マニュアルについては、受託後に協会より提示する予定	業務マニュアルは貴会にて作成されており、本システムの導入・更改に伴う影響範囲や記載内容が予測できないため、想定される頁数や記載内容について明記願います。	次期の業務マニュアルのページ数は現時点では定まっていないため、お示し出来かねますが、参考として、現在の業務マニュアルのページ数をご連携します。保健業務マニュアル386ページとなります。次期保健事業システムでは、本マニュアルを全て再作成する想定です。なお、現行の業務マニュアルについては、本公告時点の参考資料として提示予定です。
16	調達仕様書	P. 16	4. 2	(6) ④	教育の内容、対象者、期間、頻度等の詳細については、研修計画書等を作成し、協会と合意の上、実施する。	要件定義書4-53に対象者数の目安の提示はありますが、他の要件をより具体的に提示いただきたいです。（実施場所、実施回数、必要端末数と準備の主体等）	研修の主体は協会となり、受託者は研修の実施支援を行います。端末に関しても協会で準備を行います。実施場所実施回数、端末等については、要件定義書「4. 16 教育に関する事項」をご確認ください。
17	調達仕様書	P. 16	4	4. 2 (6) ⑤	受託者は、本システムの稼働後の安定運用を行うため、関連事業者への引継ぎを行うこと。なお、令和11年3月末までは、受託者にて運用保守を実施する想定であるため、具体の引継ぎ先・引継ぎ開始時期は、別途協会と調整の上決定すること	令和11年3月末までに関連事業者へ実施する必要がある引継ぎ内容について、具体的な引継ぎ方法及び引継ぎ期間について明記願います。	ご意見を踏まえ、引継ぎ期間を仕様書に反映しました。なお具体的な引継ぎ方法に関しては、仕様書に記載の期間を考慮し、運用仕様書にて具体策をご提案ください。

18	調達仕様書	P. 17	4	4. 2 (8) ③	例年1月～3月は、健康宣言内容の振り返りを行うことから、当該期間については支部からの問い合わせ等の対応が多く発生する可能性があるため、体制を準備すること	支部からの問い合わせ等の対応について、想定される件数を明記願います。	新たなシステム導入に係る問合せであるため、実績値を回答することはできかねます。
19	調達仕様書	P. 17		(8) ③	事業所ポータル V1 の特別警戒期間は 1 カ月間を想定しており、当該期間は障害発生や問い合わせ対応の増加に備え、定常時よりも体制を強化して対応を行う。	特別警戒体制の具体的な要件を提示いただきたいです。 (「協会内に1か月常駐」や、「運用保守要員を専任で1名配置」など)	特別警戒期間に関する詳細な方針は契約締結後に調整となるため、明確な回答はできかねますが、過去の開発プロジェクトの実績から以下を想定しています。 ・協会保守作業室等でのアプリケーション処理稼働監視 ・初稼働確認にて処理結果が妥当であることの確認実施 ・インシデントに対する調査・切り分け、関係者への報告やその他対応、問い合わせ対応 ・朝夕の状況報告会（60分程度）への参加（状況報告会の実施期間は、過去の例では1カ月であったが、状況によって早期に終了する可能性もある） これらの作業について、本システムのインシデントはもちろん、受託者の責によらない調査も発生する可能性があるため、即応対応が可能なよう必要な体制の確保するよう検討ください。
20	調達仕様書	P. 17		(8) ③	例年 1 月～3 月は、健康宣言内容の振り返りを行うことから、当該期間については支部からの問い合わせ等の対応が多く発生する可能性があるため、体制を準備すること。	具体的な要件の提示をいただきたいです。 (「専任1名を配置し、電話・メールで受付のうえリモートで支援」など)	新たなシステム導入に係る問合せであるため、実績値を回答することはできかねます。
21	調達仕様書	P. 17	4	4. 2 (10)	表 4-1. 想定会議体一覧 項1 開発進捗会議 週2-3回	開発進捗会議につきまして、週に2-3回を想定されておりますが、こちらは設計内容や課題等を協議する「要件検討会議or課題検討会」等を含む認識でよろしいでしょうか。 上記認識相違なければ、「要件検討会議or課題検討会」「開発進捗会議」等で分割して定義いただけますと幸いです。 進捗会議を想定される場合、開催回数が過多であると認識しておりますため、週1回への開催などへの見直しをご検討ください。	ご指摘を踏まえ、会議体を分割して記載します。
22	調達仕様書	P. 19	4	4. 2 (14)	表 4-2. 成果物一覧 プロトタイプ関連ドキュメント一式（テスト計画書、テスト仕様書、テスト結果報告書、検証方針書、操作手順書、フィードバックシート等）	成果物として、左記のプロトタイプ関連ドキュメント一式が明記されておりますが、仕様書及び要件定義書内においてプロトタイプ検証の実施想定が見受けられず、どのような作業における成果物を指しておりますでしょうか。 プロトタイプ検証の実施を想定されている場合には、仕様として明記願います。	ご指摘の通り、事業所ポータルV1のシステム開発においてプロトタイプ開発は実施しないため、「表4-2. 成果物一覧」から削除します。
23	調達仕様書	P. 19		(14) 表 4-2 項番2	議事録については会議後 2 営業日以内	P. 18 ② 会議資料・議事録の作成には「受託者主催の会議については、会議終了後、翌営業日以内に議事録初版を提示し、協会の承認を受けること。」と記載があります。どちらが正しいでしょうか。	会議資料・議事録の作成については、2営業日以内が正しいため、修正します。

24	調達仕様書	P. 27	6. 8		知的財産権の帰属については、契約書に記載の通りとする。	契約書案は調達仕様書へ添付いただける認識で合っておりますでしょうか。	「入札説明書」に契約書案を添付しているためご確認ください。
25	調達仕様書	P. 28	7. 1クラウドサービスの選定、利用に関する要件	--	クラウドサービス利用料については、受託者の見積に含め、契約金額は固定とする。ただし、外貨建て利用料の為替変動等により利用料が大幅に変動し、受託者の責によらず費用に著しい乖離が生じた場合は、協会と受託者は費用負担の見直し（契約変更を含む）について協議する。	メール送信（月間約150万通のOTP等）、ログ保管（2年）、監視・SIEM（Microsoft Sentinel の取引量）、DDoS対策等は従量課金要素が大きく、実際の利用量（アクセス数・ログ量・イベント数）が想定を大きく上回った場合、固定価格では吸収できないリスクがあります。想定処理件数（表2. 1-3・表4. 3-2）を見積の上限前提と位置付け、これを著しく超過した場合は為替変動と同様に費用負担の見直し協議の対象とする理解でよいかが検討ください。	記載いただいた内容について、ご提案において運用仕様書の前提に記載するようお願いいたします。
26	調達仕様書	P. 28	7. 1		クラウドサービス利用料については、受託者の見積もりに含め、契約金額は固定とする。ただし、外貨建て利用料の為替変動等により利用料が大幅に変動し、受託者の責によらず費用に著しい乖離が生じた場合は、協会と受託者は費用負担の見直し（契約変更を含む）について協議するものとする。		記載いただいた内容を含む、クラウド利用料の変動に係るリスクに関しては、ご提案において運用仕様書の前提に記載するようお願いいたします。
27	調達仕様書 / 要件定義書	5および6 / 4-50	1. 7作業スケジュール および 2. 2調達案件の一覧 / 4. 14移行に関する事項	図1-2作業スケジュール および 表2-1関連調達 / 移行リハーサル	保健事業システム設計・開発事業者の契約時期は令和9年10月（予定）。受託者は現行健康保険システムの運用保守事業者と会議運営等で協力し、移行リハーサルでは現行の協会システムの運用保守事業者とも作業調整を行う。基盤構築・テストはR9. 4～R9. 7、結合/システムテストはR9. 7～R10. 1。	【スケジュールリスク】手動ファイル連携・移行の相手方となる(1)現行健康保険システム運用保守事業者、(2)保健事業システム設計・開発事業者（契約予定R9. 10）、(3)工程管理支援等事業者との、連携仕様確定・連携テスト・移行リハーサルにおける役割分担・参画時期をお示しください。特に保健事業システム事業者の参画（R9. 10）がシステムテスト期（R9. 7～）と重なるため、連携テストの相手方が揃うタイミングと、揃わない場合の代替（スタブ／模擬データ）方針を確認したく存じます。	参画時期は以下の通りです。 (1)現行健康保険システム運用保守事業者：すでに参画済 (2)保健事業システム設計・開発事業者（契約予定R9. 10）：連携不要のため考慮不要 (3)工程管理支援等事業者：令和9年1月より参画予定、連携テスト・移行リハーサルにおいては、工程管理支援事業者は事業者間調整を中心に実施予定
28	調達仕様書 / 要件定義書	15 / 4-51	4. 2(6)移行・教育・引継ぎ / 4. 14. 2システム移行に係る要件	--	協会支部にてExcel等で管理されている健康宣言事業所の宣言内容等もデータ移行の対象となる。支部ごとに件数が異なるが概ね1レコードあたり20項目程度であり、全国の支部におけるデータ量は本業務受託後、協会と調整の上情報を確認できる。	【データ品質・クレンジング責任リスク】支部管理のExcelデータについて、(1)47支部で様式・項目が統一されているか（様式ばらつきの有無）、(2)全国合計の概算件数レンジ、(3)データ品質（表記ゆれ・欠損・重複）と標準化・クレンジングの実施主体（協会が統一様式で提供するか、受託者がクレンジングするか）、(4)提供時期をお示しいただくことをご検討ください。	ご意見を踏まえ、データ移行に係るフォーマットの活用、概算件数、責任分界等を詳細化し、調達仕様書を修正します。 なお、フォーマットの提供時期は、契約締結後、協会と調整の上決定となります。
29	要件定義書	2-2	2	2. 1(2)項番4-5	各種資料類の展開・参照	要件定義書では表 2. 1-1は「4-5 各種資料類の展開・参照」まで業務が記載されていますが、「要件定義書別紙（1）業務フロー」を見ると、「5-4. 事業所の一般アカウント管理」まで業務フローが記載されており、要件定義書と別紙（1）間で業務の数に差があるように見受けられます。	ご指摘のとおり、「要件定義書別紙（1）業務フロー」の業務数が正となるため、本紙の表2. 1-1の内容を「業務要件定義書別紙（1）業務フロー」と合わせて修正します。

30	要件定義書	2-4	2	2.1(5) 項番4	想定ユーザー数である55万事業所に対し、1事業所あたり3ユーザーがアクセスする想定 (3名×約50万事業所)	4.14.3データ移行に係る要件では、初期ユーザーID/PWの一括払い出しを実施する。想定ユーザーアカウントは、40万事業所の管理者IDとする。と記載されていますが、15万事業所分が想定ユーザー数より少ない状態となっています。初期ユーザーの払い出しは40万事業所×3(120万)分のID払い出しの想定でよろしいでしょうか。加えて、払い出し方法の想定はございますでしょうか。	事業所ポータルの利用事業所は、2年間の運用期間で、41万事業所から56万事業所へ増加する見込みとしております。 初期ユーザーID/PWの一括払い出しに関しては、初期移行のユーザー数となるため、最終的な想定ユーザー数と差分がでております。
31	要件定義書	2-4	(5)	表2.1-3 項番6	主な入出力情報：メールワнтаイムパスワード	メールワнтаイムパスワードを主認証方式とする場合、大量配信時の遅延やメール到達性に関する要件(SLA等)をご教示いただけますでしょうか。	メールワнтаイムパスワードに関しては、各事業所にて導入しているメールサービスとの兼ね合いもあるため、SLAの基準値は設けない想定ですが、サービスレベルの詳細については、基本設計フェーズにおいて実施される運用設計において検討を行います。
32	要件定義書	2-4	2.1(5) 入出力項目及び取扱量	表2.1-3 項番5・項番6	事業所ユーザーのログインで使用するワнтаイムパスワード(メールワнтаイムパスワード) 月間約150万件。	メール到達に係る遅延・不達に起因する認証完了の遅延・失敗は、稼働率(4.5.1)及び応答時間(4.4.2)のSLA対象外との理解でよいとお示しください。あわせてSMS等の代替認証手段の要否についてもお示しいただくことをご検討ください。	メールワнтаイムパスワードに関しては、各事業所にて導入しているメールサービスとの兼ね合いもあるため、SLAの基準値は設けない想定ですが、サービスレベルの詳細については、基本設計フェーズにおいて実施される運用設計において検討を行います。
33	要件定義書	2-4～2-7	2	2.1(5)	表2.1-3 入出力情報項目及び取扱量	表2.1-3において、以下の不明確な点が見受けられるため、修正及び明確化願います。 ①項番4・5・6・8：取扱量の計算根拠に「約50万事業所」とありますが、表2.2-1の利用者数では「55万人」と記載されています ②項番12：啓蒙資材の件数が「年間数回程度」されており件数が不明確 ③項番16：備考に「実際は#17よりもやや数が減少する可能性あり」とあるが、表2.1-3に項番17は存在しないため、参照先が不明確 ④協会職員が健康宣言登録フォームを作成する件数が表2.1-3に記載されておりません	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。また、要件定義書別紙(2)として入出力項目一覧を別添に切り出し、算出根拠を記載しているため、各々の数値の根拠については、要件定義書別紙(2)をご確認ください。
34	要件定義書	2-6	2	2.1(5) 項番13	毎月40件×12ヵ月で約250件を想定	「毎月40件×12ヵ月」であれば480件ではないでしょうか。	情報の入出力量について、要件定義書を修正します。また、要件定義書別紙(2)として入出力項目一覧を別添に切り出し、算出根拠を記載しているため、各々の数値の根拠については、要件定義書別紙(2)をご確認ください。
35	要件定義書	2-6および3-17	2.1(5) 入出力項目及び取扱量 および 3.6 外部インターフェースに関する	表2.1-3 項番12 および 表3.6-1 ID004	各種ファイル類の送付：事業所別・業態別カルテ等 年間約110万件(カルテ類は年1回作成・配布、55万事業所×2ファイルを想定、PDF 1ファイル1.5～3MB程度)。IF004カルテ配布は健康保険システムから年次・共有フォルダ/手動配置で受信。	【処理量・時間窓】年次で最大110万ファイル・数TB規模のカルテPDFを手動配置経由で取り込み、各事業所へ紐付ける必要があります。(1)一括取込の許容処理時間窓、(2)ファイルと事業所(管理ID/事業所記号)の紐付けキー・命名規則、(3)手動配置(NAS共有)での数TB受け渡しの現実的な運搬方式、(4)配布時期(2～3月ピークと重複するか)をお示しいただくことをご検討ください。	ご質問を踏まえ、2.1(5)入出力項目及び取扱量に関する記載を見直しました。本内容に基づき、処理量等をお見積りください。詳細な処理量については、基本設計工程で提案いただき、協会と協議の上、決定ください。

36	要件定義書	2-7	2	2.1(5) 項番14	年間約225件 ※項番13の発信に対し、90%の回答が返却される想定	項番13のアンケートの発信が年間約250件に対して90%の約225件の回答が行われる想定とのことですが、これは「1事業所あたりアンケートの発信が年間250件で回答が225件行われる」という認識でよろしいでしょうか。 別紙(6)画面要件定義書の「51. 事業所へのアンケート新規作成・編集画面」を見ると、アンケートの配信先に複数の事業所を設定できることから、アンケート1つに対して回答する事業所は複数存在しうる認識です。	情報の入出力量について、要件定義書を修正します。また、要件定義書別紙(2)として入出力項目一覧を別添に切り出し、算出根拠を記載しているため、各々の数値の根拠については、要件定義書別紙(2)をご確認ください。
37	要件定義書	2-7	2	2.1(6)	表 2.1-4 管理対象情報一覧	初回ID/PW発行の対象範囲、発行方式(一括発行/申請ベース)、受託者の作業範囲について明記願います。	初期発行は一括発行となります。要件定義書「4.14.3データ移行に係る要件」及び要件定義書別紙(1)業務フロー「5-2. 協会によるID/パスワードの発行」をご参照ください。
38	要件定義書	2-8	2.2	(1)	表 2.2-1 本システムの利用者数 協会が利用推進強化対象とする事業所(約475,000)とその他の事業所の一部(約75,000)が利用登録する想定。利用推進強化対象の内訳(下記の事業所数(令和8時点)の合計から、重複して計上されている事業所を除き、令和12年まで年率5%で成長すると仮定した数を、利用推進強化対象事業所数としている)	登録事業所数、同時接続数、ピークアクセス時間帯、メール配信件数等の性能試験前提条件を具体的に提示いただけますでしょうか。	ご指摘を踏まえ、同時接続数やピーク量について要件定義書を修正します。
39	要件定義書	2-8, 4-22	4	2-2 4-3	事業主(管理者ユーザー) 55 万人 協会が利用推進強化対象とする事業所(約475,000)とその他 の事業所の一部(約75,000)が利用登録する想定 事業主(一般ユーザー) 110 万人 各事業主において平均 2 ユーザーを払い出す想定 ・ピーク時期: 2,3 月 ・ピーク時期における月間の合計ログオン数: 約 500,000	利用者数(事業主(管理者ユーザー)55万人、事業主(一般ユーザー)110万人)及び月間ログオン数約500,000件が示されていますが、ピーク時の利用想定及び当該ログオン数の算出根拠が明確になっておりません。 ピーク日、ピーク時間帯における想定同時接続数、月間ログオン数の算出根拠について明記願います。	ユーザー数について見直しを実施し、要件定義書を修正します。なお、各算出結果は現時点での想定値であり、設計・開発工程以降の検討により変更となる可能性がありますのでご注意ください。
40	要件定義書	2-8および4-36	2.1(6)管理対象情報一覧 および 4.10.2(3)データセキュリティ対策	表2.1-4 項番9 / 表4.10-4 項番6	セキュリティログ情報: ユーザーID/ログイン日時/アクセス先画面/アクセス元デバイス・ブラウザ・OS/操作内容等。通信ログや操作ログ、エラーログ等を管理する方針とするが、詳細は設計工程で決定する。 (表4.10-4 項番6: 利用記録・例外的事象の証跡を出力・保管)	【処理量】ログの記録対象範囲(全操作を記録するか、認証・権限変更・重要操作に限るか)と粒度、及び月間約150万ログイン・165万ユーザー規模を踏まえたログ発生量(Azure Monitor Logs 取込量・Immutable Blob 保管量)の想定をお示しください。「詳細は設計工程で決定」とありますが、見積時点では記録範囲がログ量・コストを大きく左右するため、記録対象の基本方針をお示しいただくことをご検討ください。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。なお、実績のない新規システムであるため、「2.1(5)入出力項目及び取扱量」及び「2.1(6)管理対象情報一覧」、別紙(2)「入出力情報一覧」に記載の各算出結果は現時点での推測値です。類似業務・システム等の情報等も参考に拡張性や余裕率等を考慮ください。詳細な処理量については、基本設計工程で提案いただき、協会と協議の上、決定ください。

41	要件定義書	2-9	2. 4		事業所ポータルV2では、パートナーズサイトと機能連携を行うことで、健診のオンライン予約や、各事業所の健診対象者の確認を実施できるよう、機能拡充される予定である。	事業所ポータルV1リリース後、令和12年にV2およびパートナーズサイトとの連携が予定されているため、V1時点で将来のサービス拡張を考慮したアーキテクチャ方針（認証方式、データモデル、API連携方針等）がございましたらご教示いただけますでしょうか。	要件定義書類及び調達仕様書に記載のとおり、事業所ポータルV1時点では他システムとは連携せず、V2より他システムとの連携を開始します。サービス拡張を見据えたアーキテクチャ方針については、応札者にて運用仕様書においてご提案ください。
42	要件定義書	3-12		図3. 1-1	参考事例の登録	事業所向けファイルサーバは協会と各事業所からアクセス可能なファイルサーバの作成をイメージされておりますでしょうか？健康宣言フォーマットなどの連携であれば、個別にファイルサーバを用意せずともDBへの格納（Web画面からダウンロード）などでも代用可能でしょうか。	ご認識のとおりです。事業所及び協会からのファイル類の参照ができる方針であれば問題ございません。
43	要件定義書	3-13	3	3. 2. (3) イ	具体的には、JavaScriptを無効にした状態でも最低限のコンテンツ情報を閲覧可能とすること	JavaScriptを無効にすることで基本的なチェック機構がサーバー側実装となり、必要以上に通信が発生する想定です。また、SPAによる実装も不可となる想定ですが問題ございませんでしょうか。 例）パスワード、パスワード（確認用）の一致確認や、 ☐ 同意するのチェックボックスでのボタン活性非活性制御等。	現実的には、JavaScriptを無効化したうえで稼働するシステムを構築するのではなく、JavaScriptの有効化を促す等のメッセージを表示する等の工夫をお願いします。
44	要件定義書	3-13	3	3. 2. (3) イ	具体的には、JavaScriptを無効にした状態でも最低限のコンテンツ情報を閲覧可能とすること	「最低限のコンテンツ情報を閲覧する。」とありますが、具体的にどの画面もしくは情報を示しているのかご提示願います。	現実的には、JavaScriptを無効化したうえで稼働するシステムを構築するのではなく、JavaScriptの有効化を促す等のメッセージを表示する等の工夫をお願いします。
45	要件定義書	3-13	3. 2 (3) 画面設計ポリシー	イ 画面の表示	JavaScriptを無効にした状態でも最低限のコンテンツ情報を閲覧可能とすること。画面の表示で使用するWebブラウザには追加でプラグイン等のインストールを必要としないこと。PC・タブレット・スマートフォンからの利用を想定しレスポンスデザインを採用すること。	【非機能・アーキ整合】本システムはSPA（React 等）での構築を検討していますが、SPAはJavaScript無効環境では動作しません。「JavaScriptを無効にした状態でも最低限のコンテンツ情報を閲覧可能」とは、(1)対象範囲（お知らせ等の一部静的情報の代替表示のみか、全画面か）、(2)SSR（サーバサイドレンダリング）や代替ページの提供を求めるものか、要求レベルをお示しく下さい。動作保証ブラウザ（最新版・JavaScript有効）を前提とする解釈でよいかご検討ください。	現実的には、JavaScriptを無効化したうえで稼働するシステムを構築するのではなく、JavaScriptの有効化を促す等のメッセージを表示する等の工夫をお願いします。詳細な実装方針については、基本設計工程で提案いただき、協会と協議の上、決定ください。
46	要件定義書	3-14	3	3. 3 (1)	帳票一覧 本システムの帳票一覧は「別紙（4）システム機能一覧」を参照すること。なお、一覧の「分類」において「帳票」と記載されている機能が帳票機能となる。	本システムで出力する帳票について、ファイル形式はPDFの認識で相違ないでしょうか。認識違いがございましたら、該当のファイル形式についてご教授いただけますと幸いです。 また、帳票において特殊な要件（可視/不可視署名、AATL対応等）はありますでしょうか。特殊な要件がある場合には、明記願います。	元々帳票と定義していた宣言証/認定証/証明書については、協会支部でPDFファイルを作成し、それらを参照する機能を想定しているため、機能分類を見直し、要件定義書別紙(4)を修正します。
47	要件定義書	3-14	3	3. 3	帳票に関する事項	帳票（委嘱状、健康宣言証、認定証等）の種類数及び年間発行件数をご提示願います。	宣言証/認定証/証明書については、協会支部でPDFファイルを作成し、それらを参照する機能を想定しているため、機能分類を見直し、要件定義書別紙(4)を修正します。 このため、帳票は委嘱状のみとなり、これらは年間35,000件発行される想定です。

48	要件定義書	3-14	3	3. 5	データに関する事項	事業所情報、申請データ、健康宣言データ等におけるクラウド側と連携先システム側のデータ保持場所及び端末上でのデータ保持可否について明記願います。	事業所情報・申請データ・健康宣言データともに、本システムの稼働期間（2年間）のデータ保持を行う方針です。 また、3. 6外部インターフェースに関する事項に記載の通り、本システムにおける「連携先システム」は協会の基幹システム上にある共有フォルダを指します。 なお、端末上でのデータ保存は、協会職員向け機能を利用するインターネット用端末では許容しない想定です
49	要件定義書	3-16	3	3. 6（1）	本システムは、外部システム（協会内他システム及び関連機関の運用するシステム）とオンライン連携（API 等）は実施しない想定であるが、本システムに格納される情報を協会の基幹システム上のストレージに格納するケースや、協会システムのストレージ上に保管されたデータを本システム上のファイルサーバー等に配備する作業は想定される。	健康保険システムとの連携方式にあたり、運用保守作業での手動配置が前提と認識しておりますが、日次/週次等の高頻度の作業を運用での手動配置とした場合、作業効率や作業品質の面で懸念があると考えております。つきましては、同等以上の品質・セキュリティを満たす自動連携方式の採用可否について貴協会の見解をご教授ください。	本システムの稼働期間においては、現行システムへの影響に鑑み、現行システムへの改修は実施しない方針としております。 現行システムへの改修や、他連携システムへの影響が全くない場合は、自動化の提案を妨げるものではございません
50	要件定義書	3-16	（1）	表3. 6-1 項番1	形式ファイル（CSV形式）	事業所ポータルと既存健康保険システム間のCSV/NAS連携について、将来的なAPI化の構想はございますでしょうか。	事業所ポータルV1稼働期間においては想定しておりません。 要件定義書に記載のとおり、V2以降は他システムとの連携を想定しております。
51	要件定義書	3-16		表3. 6-1	本委託業務に AI を活用する場合は、AI を活用する業務の範囲、内容を明確にした上で、AIを活用することの合理性、必要性、情報の管理方法、運営管理の方法等の詳細資料を作成し、後述の運用仕様書の資料として協会に提出すること。なお、AI の活用は事前に協会の承認を得た場合とする。	健康保険システムとの連携は「共有フォルダ/手動配置」とありますが、共有フォルダに固定日次で配置される想定でしょうか？それとも、健康保険システムから何らかの情報連携がある想定でしょうか？また、健康保険システムへの連携（逆方向のシステム連携）についても同様の仕組みを想定されておりますでしょうか。	健康保険システム側から、固定の時間・固定のディレクトリへの配置を想定しています。対象のファイルや頻度については、「表 3. 6 1外部インターフェース一覧（想定）」についてもご参照ください。表3. 6 1に記載の頻度で共有フォルダを確認し、ファイルがあれば手動連携を実施する想定です。 逆方向の連携もあり、区分の受信がなお、逆方向のシステム連携も発生する想定です。区分の「受信」が健康保険システムから事業所ポータルへの連携であり、「送信」が事業所ポータルから健康保険システムへの連携となります。
52	要件定義書	3-16		表3. 6-1		No. 004：カルテ配布およびNo. 005資材配布は、連携されるのはPDF等のファイルのみでしょうか。事象所データなど保有データと紐づけるためのデータの連携などはありませんでしょうか。	PDF等のファイルを想定しています。 ファイルやフォルダ名の規則等や、紐づけファイル等による制御、その他方法等から、事業所記号等のキー情報と内容の不整合を発生させず、支部職員による作業ミス発生リスク、作業負荷低減を考慮した方法をご提案ください。

53	要件定義書	3-16 および 4-44	3.6外部インターフェースに関する事項 および 4.11.4(3) 外字の利用	表3.6-1（外部インターフェース一覧）／表4.11-4（文字コード分類一覧）	外部インターフェース一覧は現在の想定であり、設計工程において協会システム担当者との調整の上、最終的に決定する。IF001～005はCSV/PDF/固定長等・共有フォルダ/手動配置。健康保険システムとの連携ファイルに外字コードが含まれる場合は、協会提供のプロパティファイルを用いて中黒に変換する。	【設計前提リスク】健康保険システムとの手動ファイル連携（IF001～005）について、(1)各IFのファイルレイアウト・項目定義・文字コード・形式（CSV／固定長／PDF等）の確定仕様の提供元（協会／現行健保システム運用保守事業者）と提供時期、(2)受託者は現行健保システム側のファイル仕様に合わせる前提か、(3)外字変換用ファイル・プロパティファイルの提供時期・網羅性をお示しいただくことをご検討ください。	(1)については、受託者にて設計段階で仕様もしくは協会・関連事業者とのヒアリングによる確認を行います。 (2)については、健康保険システム側の仕様に合わせることを基本とするものの、業務処理のしやすさ・保守性等について、基本設計工程で検討の上、協会と協議の上決定します。 (3) 外字ファイル・プロパティファイル等については、協会への申請・承認・契約等の手続きを経て詳細の参照が可能です。 外字参照・利用に係る契約に伴う追加費用は発生しません。
54	要件定義書	3-16および4-25	3.6外部インターフェースに関する事項 / 4.5.1(2) 可用性対策	表3.6-1 / 表4.5-2 項番5	外部システムとのオンライン連携（API等）は実施せず、健康保険システム（オンプレミス）のNAS共有領域と共有フォルダ/手動配置でファイル授受を行う。協会内拠点の仮想デスクトップからの接続に必要となるNW回線は本調達の範囲外とする。	事業所ポータル（Azureクラウド）と健康保険システム（オンプレNAS）間のファイル授受について、(1)受け渡し経路（協会WAN経由の閉域接続／仮想デスクトップ経由の手動アップロード・ダウンロード／その他）、(2)当該経路・回線（ExpressRoute・VPN等の閉域接続の要否）が本調達範囲か否か、(3)運用事業者が手動配置する際の操作端末・アクセス手段をお示しいただくことをご検討ください。	ご指摘を踏まえ要件定義書を修正します。
55	要件定義書	3-20		表4.2-1 項番3	・利用者が情報提供サービスの機能を利用する際の、情報提供サービスへのリンクURLの掲載 ・ユーザー管理ツール（ユーザーの追加・削除、操作履歴管理等）の導入・設定（構築されたユーザー管理ツールを用いて、本システム運用事業者にて実施）	項番3：システム基盤の方針に記載の下記点について、具体的にどのようなイメージをされているかご教示ください。 ・利用者が情報提供サービスの機能を利用する際の、情報提供サービスへのリンクURLの掲載 ・ユーザー管理ツール（ユーザーの追加・削除、操作履歴管理等）の導入・設定（構築されたユーザー管理ツールを用いて、本システム運用事業者にて実施）	一点目に関しては、情報提供サービスとのリンクは不要となったため、削除しております。また、二点目に関しては、要件定義書本紙にユーザー管理ツールの要件を記載したため、ご参照ください。
56	要件定義書	4-20	4	4.2.1 項番3	・運用管理ツール（システム監視、ジョブ管理、バックアップ管理等）の導入・設定（構築された運用管理ツールを用いて、別途調達する運用事業者が運用を実施）	「別途調達する運用事業者が運用を実施」との記載がありますが、R11年3月までは受託者が運用を実施する認識でよろしいでしょうか。	本システムの運用は、基本的に別途調達されるシステム運用事業者が実施するものとなりますが、受託者にて一部運用作業を実施します。受託者による運用作業の範囲については、「調達仕様書 4.2委託業務詳細 (9) 運用保守 ②運用」をご確認ください。
57	要件定義書	4-20	4.2.3		原則としてISMAPクラウドサービスリストに登録されているクラウドサービスを選定すること。	利用可能なクラウドサービス要件（ISMAP、ガバメントクラウド適合性、データ保管場所等）の要求レベルはございますでしょうか。	要件定義書4.2.3 クラウドサービスの選定、利用に関する要件を満たした安全性の高いサービスをご提案ください

58	要件定義書	4-20	4.2.1	表 4.2-1	3 システム基盤の方針 本システムは、IaaSまたはPaaS基盤上に構築する。 受託者は以下を提案すること。	現行要件では「サーバー」「不要サービス停止」「最新パッチ適用」等の記載があり、IaaSを前提とした運用を想定しているように読めます。一方で、本調達ではIaaSまたはPaaSの利用を許容しているため、サービスモデルごとに責任分界が異なる点を考慮した要件整理が望ましいと考えます。 PaaSではOSやランタイム等のセキュリティパッチ適用はクラウドサービス事業者の責任範囲となる場合があり、受託者による直接的な制御ができないケースがあります。したがって、管理対象ごとの責任主体を明確化し、サービスモデルに応じたセキュリティ対策を求める要件とすることが望ましく、要件の追加をご検討願います。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。
59	要件定義書	4-20	4	4.2.1	「本システムは、IaaS または PaaS 基盤上に構築する。」	本項における「IaaS または PaaS 基盤上に構築する」との規定につきまして、貴会の意図としては、「製品の仕様が固定化されカスタマイズが困難なパッケージ型のサービスを避け、貴会の固有要件に柔軟に適合しつつ、将来的な拡張性や可用性を担保できるシステム基盤を採用したい」という方針であると推察いたします。 現在、市場に提供されているエンタープライズ向けのクラウドサービスの中には、SaaSとしての標準機能（認証、セキュリティ、ポータル画面等）を備えつつ、その内部に高い拡張性を有する開発・実行基盤（PaaS環境）を内包しているものが存在します。 つきましては、貴会の求める機能要件およびセキュリティ要件を十分に充足でき、かつ将来の拡張にも耐えうる柔軟性を持つクラウドプラットフォーム（カスタマイズ性の高いSaaS/PaaS）を活用したシステム構成であれば、本要件を満たすものとして提案に含めることは可能という認識でよろしいでしょうか。	ご意見として承ります。
60	要件定義書	4-20	4.2.1 本システムの構成に関する全体の方針	表 4.2-1 項番3	3 システム基盤の方針 本システムは、IaaSまたはPaaS基盤上に構築する。 受託者は以下を提案すること。	アンケート機能について、事業所ポータル内の独自開発に限定せず、Microsoft Forms等の既製フォームサービス又は同等のSaaSを組み込む方式も提案可能かをご検討ください。現行記載は画面・DB・CSV抽出が個別実装前提に読めるため、標準サービス活用可否をお示しください。	将来的に想定される機能要件及び非機能要件の拡張性を考慮し、本調達においてはSaaS製品を利用した構成は不可となります。
61	要件定義書	4-21		(2)	本システム開発における開発手法はウォーターフォール型を採用すること。	部分的にアジャイルのようなイテレーション開発を導入することは可能でしょうか。	本件は要件定義書に基づく段階的かつ計画的な設計開発を前提にしているため、ウォーターフォール開発が原則となります。 プロジェクト導入、各工程の開始・中間でのチェックポイント設定、結合テスト・システムテスト期間における先行ユーザー確認など、ユーザー影響の大きい部分への認識ズレ・課題・改善点の抽出、取り込みを行えるよう計画の工夫をお願いします。

62	要件定義書	4-21	4. 2. 3		協会の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。なお、利用者がアクセス可能な部分を除き、国外から情報資産へアクセスする場合も日本国外への持ち出しに該当する。	「国外から情報資産へアクセスする」に関する現行記載では クラウド基盤保守 障害解析 メーカーサポート SOC監視 まで完全禁止と解釈される可能性があり、国内外の主要クラウドサービスにおいて実現性が著しく制限されるためです。	「協会の指示によらない限り、一切の情報資産について日本国外への持ち出しを行わないこと。」と記載しており、サポート等の実施に必要な手続き等は適宜ご検討のうえご提案ください。
63	要件定義書	4-21 4-26	4	4. 2. 3 4. 5. 3	(4. 2. 3) クラウドサービス上で取り扱う情報について、機密性及び完全性を確保するためのアクセス制御、暗号化及び暗号鍵の保護並びに管理を確実に行うこと。 (4. 5. 3) データが第三者または権限のないユーザーに参照されないように、アプリケーションやDBのアクセス権限等を正しく設定し、必要に応じて暗号化を実施すること。	4. 2. 3の記載からは暗号化必須のように解釈ができますが、4. 5. 3の記載からは必須でないとも読み取れます。こちらについて、「クラウドサービス上で暗号化可能なものはすべて暗号化する」か、「重要度の高いものを必要に応じて暗号化する」のどちらの方針でしょうか。 また、AWSサービス間の通信は一部仕様上非暗号化となり、利用者側から対応できることはありませんが、これは仕様として許容可能でしょうか。	ご指摘を踏まえ、暗号化が受託者にて設定・制御できない場合は、その理由と代替案や安全性等を含め、協会と協議する方針として要件定義書を修正します。
64	要件定義書	4-22	4	4. 3. 3	・ピーク時期：2, 3月 ・ピーク時期における月間の合計ログオン数：約500, 000	利用者165万人を前提とした最大同時ログイン数、最大同時利用者数をご提示願います。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。なお、実績のない新規システムであり、各算出結果は現時点での推測値です。類似業務・システム等の情報等も参考に拡張性や余裕率等を考慮ください
65	要件定義書	4-22（関連して2-4）	4. 3. 3 処理件数（関連して2. 1(5) 入出力項目及び取扱量）	表4. 3-2（関連して、表2. 1-3 項番4）	表4. 3-2「ピーク時期における月間の合計ログオン数：約500, 000」／表2. 1-3 項番4「事業所ユーザーログイン要求 月間約150万件」。	表4. 3-2のピーク時月間ログオン約50万件と、表2. 1-3の月間ログイン約150万件に差異があり、性能設計の基準とすべき値をお示しください。加えて、性能・自動スケール（App Service 等）のサイジングにはピーク時の秒間リクエスト数・同時接続ユーザー数が必要ですが本書に定義がないため、これら想定値（またはピーク集中の時間帯係数）をお示しいただくことをご検討ください。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。なお、各算出結果は現時点での想定値であり、設計・開発工程以降の検討により変更となる可能性がありますのでご注意ください。
66	要件定義書	4-22および4-23	4. 3. 2 データ量および4. 3. 5 保管データ量・保管期間	---	拡張性のあるストレージを提案すること。保管するデータ量やデータの保管期間については、協会と協議の上、決定すること。	ストレージ・DB・バックアップのサイジングとクラウド費用は保管期間・容量に強く依存します。見積の前提として、(1)業務データ（アンケート回答・申請・健康宣言等）の初期保管期間、(2)配布ファイル（事業所カルテ55万事業所×約2ファイル×1. 5～3MB／年、及び資材）の保管世代・期間、(3)ログの保管期間（別記のとおり2年想定）について現時点の想定値をお示しください。確定できない場合、受託者が見積前提として想定値を設定し提案書に明記することを許容いただけるかをご検討ください。	ご指摘を踏まえ、保管期間について要件定義書を修正します。「表3. 5 1 データー一覧」に追記したデータ保持期間をご確認ください。なお、各算出結果は現時点での想定値であり、設計・開発工程以降の検討により変更となる可能性がありますのでご注意ください。詳細なデータ量については、基本設計工程で提案いただき、協会と協議の上、決定ください。

67	要件定義書	4-23	4. 4. 2	項番2	処理量に応じて処理時間は変動するため、基本設計以降に構築するバッチ起動スケジュールをもとに定められた処理許容時間の50%を要件とする。		ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。
68	要件定義書	4-23	4. 4. 1 性能を考慮する対象	--	性能要件を満たすことを求める対象は「認証機能」及び「Web機能（Webを公開するデータベース・ネットワーク等を含む）」とする。	【性能対象範囲】応答時間目標（通常時3秒以内・達成率90%）の対象に、(1)大容量ファイルのダウンロード（カルテPDF 最大3MB）、(2)帳票PDFの生成・出力（委嘱状・宣言証等）、(3)CSV一括出力（ユーザー一覧・アンケート回答等）、(4)メール一斉配信が含まれるか、対象外かをお示しください。あわせて2～3月ピーク時に55万事業所がカルテ等を一斉ダウンロードする際の同時ダウンロード・帯域の想定・目標をお示しいただくことをご検討ください。	いずれも3秒以内である必要はないものの、個別に目標値の設定が必要となります。ご指摘を踏まえ要件定義書を修正します。
69	要件定義書	4-24	4. 5. 1 (2)	表 4. 5-2	2システムを構成するサービス全般サポート・導入実績のある構成、組み合わせとすること。 技術者の確保が容易であり、サービスインから2年程度の期間を通じて、サポートが提供可能なサービスとすること。	本要件は製品ベンダーまたは運用・保守事業者によるサポート継続性を求めるものと理解していますが、IaaS・PaaSを利用する場合は、製品単位のサポートだけでなく、クラウドサービスの継続提供、機能廃止、バージョンアップ方針等も保守容易性に大きく影響します。そのため、特定製品のサポート有無だけではなく、クラウドサービスを含むライフサイクル管理及び継続的な保守性を考慮できる要件とすることが望ましいと考えます。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。
70	要件定義書	4-24～4-26	4	4. 5. 1	可用性要件	4. 17. 6障害時運用要件一覧において「24時間365日の障害対応」が求められておりますが、夜間・休日における対応着手時間の目標を明記願います。	4. 18. 3 保守事業者の勤務体制に記載の対応時間に準じる形となります。なお、本システムの運用作業は別途調達予定の運用事業者にて実施頂くこととなりましたので、併せてご確認ください。

71	要件定義書	4-25	4.5.1	(2) 表 4.5-2	8サーバー/サーバーレス機能プロセス障害発生の検知を迅速に行うため、重要なサーバー/サーバーレス機能プロセスの死活監視/消滅監視を行うこと。また必要に応じてサーバー/サーバーレス機能プロセスの自動再起動が可能であること。(自動再起動の対象とするかは、サーバー/サーバーレス機能プロセスの重要度等を考慮して決定すること。) 死活監視/消滅監視対象のサーバー/サーバーレス機能プロセスの再起動ができない場合に、クラスタリング機能等と連携したフェイルオーバーを実行可能とすること。(サーバー/サーバーレス機能プロセス消滅時にフェイルオーバーの対象とするかは、業務影響を考慮して決定すること。) 依存関係があるサーバー/サーバーレス機能プロセスに対し、グループ単位でのサーバー/サーバーレス機能プロセス監視及び再起動を可能とすること。 同一名サーバー/サーバーレス機能プロセスが複数動作していても、個別のサーバー/サーバーレス機能プロセスとして監視が可能であること。 システムメンテナンスの際、サーバー/サーバーレス機能プロセス監視の停止・再開を可能とすること。	現行要件は、サーバー/サーバーレス機能プロセス単位の死活監視、再起動、フェイルオーバーを前提としていますが、PaaSやマネージドサービスでは、受託者が個別プロセスを直接監視・再起動できない場合があります。そのため、サービスモデルに応じて、プロセス監視に限らず、サービスヘルス、エンドポイント、メトリック、ログ等に基づく監視・復旧方式を認める要件を見直していただけますようご検討願います。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。
72	要件定義書	4-27	4.6.2			健康宣言や事業所カルテ等の機能は、事業所の健康づくり活動を支援する重要な機能であると認識しています。将来的な健康経営施策の拡充にも柔軟に対応できるよう、健康関連コンテンツや機能追加を見据えた拡張性確保の考え方を記載してはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。なお、本機能を要件として追加は行いませんが、事業者様のご提案を妨げるものではありません。
73	要件定義書	4-28	4.7.1	(1)	(1) クラウドサービスのバージョンアップ 本システムの構成にクラウドサービスのマネージドサービスを採用する場合、軽微なバージョンアップについては自動適用を前提とする。大規模なバージョンアップについては、アプリケーションへの影響を事前に精査し、適用を検討すること。	本要件では、クラウドサービスのマネージドサービスにおけるバージョンアップ対応方針を定めているものと理解しています。 一方で、クラウドサービスの種類によっては、軽微な更新のみならず一部のプラットフォーム更新についてもクラウドサービス事業者が実施主体となる場合があります。また、「軽微なバージョンアップ」「大規模なバージョンアップ」の判断基準が明確ではなく、サービスによって取扱いが異なる可能性があるため、責任分界を踏まえた影響評価および対応検討を求める要件を追加することをご検討願います。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。

74	要件定義書	4-28	4	4. 7. 1 (1)	「大規模なバージョンアップについては、アプリケーションへの影響を事前に精査し、適用を検討すること。」	本項の規定は、バージョンアップによる予期せぬ不具合を防ぎ、システムの安定稼働を担保したいという貴会の方針に基づくものと推察いたします。 一方で、多くのクラウドサービスでは、最新の機能とセキュリティを提供するため、定期的にメジャーバージョンアップが実施されます。これらのサービスでは、事前の検証環境でのテストによる確認は可能ですが、「適用を検討する（＝クラウド事業者の仕様に反して適用を見送る）」ことは不可能なケースが一般的です。現在の記載のままでは、貴会へのご提案の幅を狭める可能性がありますと考えます。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。
75	要件定義書	4-29	4	4. 8. 1 (1)	移行データに関する文字コード等は以下に従うこと。 ➤ 取り扱う日本語文字集合の範囲： JIS X 0213 ➤ 文字コード： ISO/IEC 10646 ➤ 文字の符号化形式： UTF-8	「JIS X 0213」の必須要件について、要件を緩和いただくことは可能でしょうか。例えば、「クラウドサービスを利用する機能領域においては、JIS X 0208（第1・第2水準漢字）までを動作保証範囲とし、万が一課題等が発生した場合は、都度協議のうえ、決定するものとする」といった条件付きでの緩和をご検討いただけないでしょうか。	ご意見として承ります。 協会の基幹システムの仕様を加味した要件としているため、当該要件への緩和は不可となります。
76	要件定義書	4-30	4. 9. 1継続性に係る目標値および4. 9. 2継続性に係る対策	--	RT0/RP0、災害対策、シングルリージョン構成、バックアップ、隔地保管に関する要件が定義されている。	DR環境要否やバックアップ方式に加え、バックアップからの復旧訓練の実施要否、頻度、対象データ、対象環境、協会立会い要否、訓練結果報告書の要否をお示ください。復旧訓練を本番相当環境で実施する場合、一時的な追加環境、ストレージ復元、DB復元、検証作業が必要となります。	DR環境の要否については要件定義書4. 9継続性に記載の通り必須ではありません。 そのため復旧訓練の実施も必須ではありません。
77	要件定義書	4-31	4. 9. 2	(2)	災害対策	本システムはシングルリージョン構成を基本方針としているものと理解していますが、認証・認可基盤、ID管理、利用者認証に必要な関連サービスは、利用者が本システムへアクセスするための前提となる重要な構成要素です。 そのため、シングルリージョン構成を基本としつつも、認証基盤については大規模災害時の影響範囲、代替運用、復旧手順等をあらかじめ整理しておくことが望ましいと考えます。 認証基盤が利用できない場合、本システム本体が復旧していても利用者がアクセスできず、業務継続に影響する可能性があるためです。	ご意見として承ります。
78	要件定義書	4-32	4	4. 9. 2 (5)	バックアップの多重化及び保管先の分離を図ること。 なお単一リージョンでの構成を基本とし、当該構成による対応が困難な場合は、その理由を明確化した上で協会と協議し、複数のAZに分散したバックアップ取得等、障害影響範囲の分離を考慮した対策を講じるものとする。	バックアップの隔地保管・多重化について、単一リージョンによるAWS Backupを利用したバックアップ多重化、保存先の分離(AZ分散)は難しいと考えられます。 バックアップの別リージョン(大阪など)への隔地保管が一般的な構成ですが、その方針でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。

79	要件定義書	4-32	4	4. 9. 2 (5)	なお単一リージョンでの構成を基本とし、当該構成による対応が困難な場合は、その理由を明確化した上で協会と協議し、複数の AZ に分散したバックアップ取得等、障害影響範囲の分離を考慮した対策を講じるものとする。	データの遠隔地保管が必要な場合、クラウドサービスのリージョン間（東京・大阪など）で別リージョンへのバックアップを行うケースが一般的かと認識しておりますが、調達要件として単一リージョンでの構成を基本とされている理由がございましたら、ご教授願います。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。
80	要件定義書	4-33	4	4. 10. 1 項番7	ユーザー管理ツール 利用者のアカウント情報及び関連する権限等の情報を一元的に管理する仕組みとして、「表 4. 10-9」に示す機能を実現すること。	本ドキュメントでは非機能要件としてユーザー管理ツールの記載がありますが、「要件定義書別紙（4）システム機能一覧」にもNo. 82に個別機能としてユーザー管理ツールの記載があります。これらは名称は同じですが別々のツールでしょうか。非機能要件のユーザー管理ツールとシステム機能一覧のユーザー管理ツールは、記載されている機能に差があるように見受けられます。	ご指摘の通り、要件定義書別紙（4）システム機能一覧No. 91に記載のユーザー管理ツールは、要件定義書本紙「表4. 10-9ユーザー管理ツールセキュリティ要件一覧」に記載の要件と同様となるため、別紙（4）の記載について、本紙を参照するよう修正します。
81	要件定義書	4-34	4. 10. 2	(1) 表 4. 10-2	1 セキュリティパッチ適用 本システムの設計・開発及び運用保守を担う事業者と、クラウドサービスプロバイダーの責任分界に基づき、クラウドサービスにおけるセキュリティパッチ適用のコントロール、及びアプリケーション層における適切なセキュリティパッチ適用を実施すること。 システムのデフォルト設定を見直し、システムに不要なサービス及びアプリケーションを停止・遮断することにより、無用な脆弱性リスクにさらされることを防止すること。 原則、最新のセキュリティパッチを適用する。ただしパッチが対応する脅威の対象とならないことを確認できた場合や、インターネットに接続しない閉域ネットワークに所在するサーバー類についてのみ適用のタイミングを調整することを可とする。	現行要件は、クラウドサービスプロバイダーとの責任分界に触れているものの、IaaS/PaaS等のサービスモデルごとに、受託者が直接管理・適用できる範囲が異なる点が十分に明確ではありません。特にPaaSやマネージドサービスでは、OS、ランタイム、基盤レイヤのパッチ適用はクラウドサービスプロバイダーの責任範囲となる場合があります。そのため、管理対象ごとの適用主体、適用判断、延期時の承認・代替統制を明確化する要件への見直しをご検討願います。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。
82	要件定義書	4-34	4. 10. 2	(1) 表 4. 10-2	4 不正ソフトウェア対策 不正ソフトウェアの侵入を防御するために、適切な対策・診断ソフトウェアを導入し、侵入時に即座に検知できること、またスケジュール設定等により自動的なチェックが実行できること。 パターンファイル、エンジン等の更新時にそれらをオンライン経由で取り込み、適用対象のサーバーへの配信を自動あるいは手動で行う管理機能を備えること。	現行要件は、対策・診断ソフトウェアの導入やパターンファイル配信を前提としており、IaaS上のサーバー対策を想定した記載に見えます。一方、PaaSやサーバーレス等では、受託者がOSや実行基盤にアンチマルウェア製品を直接導入できない場合があります。そのため、サービスモデルに応じて、ホスト型対策に限らず、クラウドサービスが提供する脅威検知、脆弱性管理、ログ分析、設定監査等の機能により、同等以上の不正ソフトウェア対策を実施できる要件への見直しをご検討願います。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。

83	要件定義書	4-34	4	4. 10. 2	表 4. 10-2項番3「AP ログ（アプリケーションログ）については、最低でも直近24 カ月分のデータを即座に検索可能とすること。」	監査ログ／アプリケーションログに関する要件のうち、「APログ（アプリケーションログ）については、最低でも直近24ヶ月分のデータを即座に検索可能とすること」との必須要件について、要件を緩和いただくことは可能でしょうか。 例えば、「APログについては、直近12ヶ月分をクラウドサービス上で即座に検索可能とし、12ヶ月超24ヶ月以内のログについては外部ストレージまたはログ管理基盤への定期エクスポートにより保持・検索可能な体制を確保する」といった条件付きでの緩和をご検討いただけないでしょうか。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。
84	要件定義書	4-34	4	4. 10. 2 項番3	ログは、本システムの運用開始から2年程度の保存・バックアップを取得し、調査対象のログを検索できる機能を備えること。（検索の目標時間については、協会と協議すること） APログ（アプリケーションログ）については、最低でも直近24カ月分のデータを即座に検索可能とすること。	左記の記載内容について、別紙(4)のシステム機能一覧には、ログ検索機能としての記載がございません。	ログ取得後、ログの検索や確認は事業所ポータルV1では実施せず、受託者の作業端末等で実施する想定です。このため、システム機能として構築する必要がないため、システム機能一覧への追記は実施しません。
85	要件定義書	4-34および4-35	4. 10. 2(1)サーバーセキュリティ対策 (2)ネットワークセキュリティ対策	表4. 10-2 項番3 および 表 4. 10-3 項番1・項番2	ログは運用開始から2年程度の保存・バックアップを取得し、調査対象のログを検索できること（検索の目標時間は協会と協議）。APログは最低でも直近24カ月分のデータを即座に検索可能とすること。通信・FWログは原則2年保管とする。	「即座に検索」の目標時間（数分以内等）と対象範囲をお示しください。また24カ月分を常時ホット保管（Azure Monitor Logs / Log Analytics 等）する方式と、一定期間経過後にアーカイブ（低コスト保管）へ移行し検索時に復元（再取込）する運用のいずれを想定されているか、保守提供期間（～令和11年3月末）を超えるログ保管・検索基盤の運用主体・費用負担の考え方をお示しください。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。
86	要件定義書	4-34および4-55	4. 10. 2(1)サーバーセキュリティ対策 (2)ネットワークセキュリティ対策 および 4. 17. 5運用監視	—	ログは運用開始から2年程度保存し、調査対象ログを検索できること。通信・FWログは原則2年保管とする。運用監視に関する要件が定義されている。	ログ保管・検索の要件は記載されていますが、セキュリティ監視基盤としてMicrosoft Sentinel等のSIEM/SOARを利用することが必須か、任意提案かをお示しください。必須の場合、(1)Sentinelへ取り込むログ種別、(2)保持期間、(3)分析ルール・相関分析の範囲、(4)アラート一次対応者、(5)24時間365日の監視要否、(6)協会または別途SOC事業者との責任分界をお示しいただくことをご検討ください。	記載されている基盤の利用に関しては、任意要件となります。
87	要件定義書	4-35	4. 10. 2(2)ネットワークセキュリティ対策	表4. 10-3 項番2	協会外部からの不正アクセス（DoS攻撃等）及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備えること。	WAF/DDoS対策について、見積前提としてインターネット公開入口にグローバル入口（例 （Azure Front Door 等））を設ける必要があるか、またはリージョナル入口（例 （Application Gateway/WAF等））で十分かをお示しください。あわせて、CDN/キャッシュ、TLS終端、証明書管理、カスタムドメイン数、外部事業所向けと協会職員向けでのWAFポリシー分離要否をお示しいただくことをご検討ください。	具体的な対策については、要件定義書のセキュリティ要件に鑑み、応札者にて適切な方針を検討し、運用仕様書にてご提案ください。

88	要件定義書	4-35（関連して2-9）	4.10.2(2) ネットワークセキュリティ対策（関連して2.3場所等）	表4.10-3 項番2	協会職員が本システムを利用する際は執務室外からのアクセスを制限する。本システムへのログインには、IPアドレス・ID等の情報を用いて、基盤またはアプリの仕組みで制御する。また、協会外部からの不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを通信回線上にて遮断する機能を備える。	本システムは事業所ユーザー向けのインターネット公開機能と、協会職員向けの管理・運用機能を有すると理解しています。インフラ設計・見積の前提として、外部事業所向け入口と協会職員向け入口を、(1)同ドメイン/同一入口で認証・権限により論理分離する方針か、(2)サブドメイン、WAFポリシー、認証方式、ネットワーク経路を分けて分離する方針か、(3)管理画面について協会ネットワークまたは指定IPからのアクセスに限定する方針かをお示しいただくことをご検討ください。	(1)(2)については、要件定義書のセキュリティ要件に鑑み、応札者にて適切な方針を検討し、運用仕様書にてご提案ください。(3)に関しては、指定IPからのアクセスに限定する想定です。
89	要件定義書	4-36	4	4.10.2(3) 項番4	表 4.10-4 データセキュリティ対策一覧 アクセスに係る認証（ユーザー管理）アプリケーションの利用においては、既存インターネットシステムの機能を利用する範囲も含め、ログオンユーザー情報を利用したシングルサインオンを実現することが望ましい。	「既存インターネット用システムの機能を利用する範囲」及び「シングルサインオンを実現すべき範囲」について想定がございましたらご教授願います。また、認証基盤については本システムで構築する前提（既存システムのIdPを使用しない又はIdPが存在しない）認識で相違ないでしょうか。他システムのIdPを使用する前提の場合は連携方式や想定する認証プロトコル（OIDC、SAML2.0等）を明記願います。	事業所ポータルV1においてはインターネット用システム含めた他システムとのシングルサインオン接続は行いません。ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。
90	要件定義書	4-36	4	4.10.2(3) 項番5	表 4.10-4 データセキュリティ対策一覧 利用者等の認証に必要なパスワードについては、暗号化された状態で保存すること。また、アプリケーションが利用する認証情報（データベース接続情報、API キー等）については、当該情報の漏えい又は不正利用を起因とする不正アクセス、情報改ざん等のリスクを低減し、その影響範囲を限定するため、当該アプリケーション実行基盤と論理的に分離された基盤上で安全に管理すること。	記載内容における「当該アプリケーション実行基盤と論理的に分離された基盤上で安全に管理」とは、具体的にどのような分離を想定されているかご教授いただけますと幸いです。また、複数の実現方法が考えられるため、可能であれば要求水準等明記願います。 例) 認証情報と通常の業務データを同一のインスタンス/データベース/スキーマで管理してはいけない、認証情報についてはクラウドの別サービスを用いて通常の業務データとサービスレベルで分ける必要がある等	ご意見として実現方式として例示されたような内容を想定しておりますが、詳細な技術仕様については情報セキュリティ保持の観点から回答は差し控えます。要件定義書に記載の各種セキュリティ要件を満たす安全性の高いシステム構成をご提案ください。
91	要件定義書	4-36	4.10.2(3) データセキュリティ対策	表4.10-4 項番4	アプリケーションの利用においては、既存インターネット用システムの機能を利用する範囲も含め、ログオンユーザー情報を利用したシングルサインオンを実現することが望ましい。	協会職員の認証にMicrosoft Entra ID を利用する想定ですが、(1)協会が既に保有するEntra IDテナント（インターネット用システム／シンククライアント基盤）を利用（同一テナント／フェデレーション）するのか、(2)本システム専用に新規テナントを設けSSO連携するのか、方針を決定し記載いただくことをご検討ください。既存テナント利用の場合、テナント管理者権限・アプリ登録・条件付きアクセス設定に係る協会情報システム部門側の協力・調整が前提となります。	事業所ポータルV1においてはインターネット用システム含めた他システムとのシングルサインオン接続は行いません。ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。
92	要件定義書	4-38	4.10.2(6) 利用者に係るセキュリティ対策	表4.10-7 項番2	同一アカウントにより、複数の端末から同時にログオンされることを防止する機能を備えること。	Microsoft Entra External ID 等の標準的なIDaaS／OIDC認証では、複数端末からの同時サインインを完全に遮断する機能は標準提供されない場合が多いです。本要件について、(1)セッション管理での同時セッション数制限、(2)異常な同時ログインの検知・通知（サインインログ／条件付きアクセス／Microsoft Sentinel）による代替でも可か、実装レベル（完全遮断か検知・抑止か）をお示しいただくことをご検討ください。	ご意見として承ります。

93	要件定義書	4-38および4-49	4. 10. 2 (7) セキュリティ運用要件 および 4. 13. 1 (3) テスト計画	表4. 10-8 項番2 / テスト計画	システムテスト時に本システムへのペネトレーションテストを受託者の責任において実施すること。本番稼働開始後も年に1度協会で実施するペネトレーションテストの結果をインプットとして必要な対策を実施すること。クラウドサービスの利用規約により禁止されている等の理由でテストできない内容については代替手段を提示すること。	Azure上でのペネトレーションテスト・負荷テストは、Microsoftのペネトレーションテスト規約（対象範囲・事前届出等の遵守）の範囲内で実施する必要があります。協会が本番稼働後に年1回実施されるペネトレーションテストについても、クラウド事業者規約の順守が前提となることをご認識いただけるか、また規約上実施できない試験は代替手段（クラウドのセキュリティ評価・設定監査機能等）で品質担保する方針でよいかをお示しいただくことをご検討ください。	ご意見として承ります。
94	要件定義書	4-39		(8)	ユーザー管理ツール	特定のツールの利用をイメージされておりますでしょうか。それとも、新規構築することを想定されておりますでしょうか。	事業所ポータル用に新規構築となりますが、応札者の提案により、既存の製品等を利用することを協会と協議することに問題はございません。ただし、既存の製品を選定する際には、コスト・保守性・セキュリティ・ベンダーロックイン等の問題に鑑み、適した製品をご提案ください。
95	要件定義書	4-39	4	4. 10. 2 (8) 項番6	アカウントが設定されたことを通知するための文書（情報設定通知書）を出力する機能を備えること。特定ユーザーのユーザー情報が記載されている情報設定通知書を出力する機能を提供すること。ユーザーID を指定し、1ユーザー単位の情報取得も、事業所単位での情報取得も可能とすること。	「情報設定通知書」のファイル形式(PDF、CSV等)は何を想定されておりますでしょうか。また、「アカウントが設定されたことを通知するための文書」とのことから、メールに添付して事業所に送付することを想定されておりますでしょうか。	協会の規程により、協会で利用しているインターネット用端末には個人情報等を保存しないこと、また、メール等で個人情報を扱わないこととなっているため、メール送信は考慮不要です。情報設定通知書は、ユーザーには紙で送付しますので、印刷できる形式とする必要があります。作成後、運用作業にてクラウド上のDBから協会のイントラ環境のストレージに移送し、PDFまたはCSV等の形式で、プリンタ出力または外部委託等により送付される想定です。詳細は基本設計工程内で協会と協議の上で決定してください。
96	要件定義書	4-39（関連して2-8）	4. 10. 2 (8) ユーザー管理ツール機能要件（関連して2. 2規模）	表4. 10-9（関連して表2. 2-1）	本システムでは165万人規模のユーザーを想定している。（事業主 管理者ユーザー55万人／一般ユーザー110万人）	外部ユーザー認証にMicrosoft Entra External ID を採用する場合、課金は月間アクティブユーザー（MAU）に基づきます。見積の前提として、月間ログイン想定（表2. 1-3の月間約150万件）を月間アクティブユーザー数の上限根拠として用いる理解でよいか、また想定利用者数（165万）は登録ユーザー総数であり常時全員がアクティブとなる前提ではないとの理解でよいかをお示しいただくことをご検討ください。	MAUではなく登録数の想定のため、要件定義書を修正します。なお、各算出結果は現時点での想定値であり、設計・開発工程以降の検討により変更となる可能性がありますのでご留意ください。
97	要件定義書	4-40	4. 11. 1	(1)	③ 保守容易性の考慮 ・導入する製品は本システムのサービスインから2年程度の利用を想定しているため、その間、製品ベンダーまたは運用・保守事業者によるサポートが可能な製品を選択すること。	本要件は製品ベンダーまたは運用・保守事業者によるサポート継続性を求めるものと理解していますが、IaaS・PaaSを利用する場合は、製品単位のサポートだけでなく、クラウドサービスの継続提供、機能廃止、バージョンアップ方針等も保守容易性に大きく影響します。そのため、特定製品のサポート有無だけではなく、クラウドサービスを含むライフサイクル管理及び継続的な保守性を考慮できる要件とすることが望ましいと考えます。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。
98	要件定義書	4-41	4	4. 11. 2	受託者は、設計・開発及び運用・保守に用いる環境としてクラウドサービス上に構築する「本番環境」、「保守環境」及び「結合テスト環境」の3種類を利用すること。	環境分離の考え方について、AWSアカウント単位での分離という認識でよろしいでしょうか。環境分離の考え方（例：AWS アカウントを環境ごとに分ける、同一アカウント内でVPC等により分離する、等）を定義いただけますでしょうか。	環境分離の方式については指定しません。採用する製品・アーキテクチャに応じて、開発効率、セキュリティ及び運用保守効率等を総合的に考慮の上、最適な方式をご提案ください。

99	要件定義書	4-41	4. 6	4. 11. 2		要件定義書では、令和12年にパートナーズサイトおよび健診機関等との連携が予定されている旨が記載されています。 将来的なシステム間連携を円滑に実現するため、外部サービスとの接続方式の標準化やインタフェース拡張を考慮した構成方針はございますか。	要件定義書類及び調達仕様書に記載のとおり、事業所ポータルV1時点では他システムとは連携せず、V2より他システムとの連携を開始します。本想定に則った場合に適切と考えられる方針については、応札者にて運用仕様書においてご提案ください。
100	要件定義書	4-42	4	4. 11. 6	本システムの運用開始時点で動作保証の対象とするPC・シンクライアント端末・スマートフォン・タブレット・OS・ブラウザの考え方について、以下に示す。 本システムの運用開始時点で動作保証の対象とするPC・シンクライアント端末・スマートフォン・タブレット・OSの種類やバージョンを「表 4. 11-3」に示す。シンクライアント端末はWindows11、PC・スマートフォン・タブレットはサポート対象（互換等含む）であるバージョンのうち、最新バージョンから最大2世代前、ブラウザは最新バージョンとする。	動作保証対象が多岐に渡るため、特にマルチデバイス対応にて対象機器が多いことから、2世代前までの動作保証を行う場合、大きく工数がかかってくるかと認識しております。 可能であれば、最新バージョンのみ動作保証等、保証対象の縮小等についてご検討いただけますと幸いです。	ご意見として承ります。 動作保証対象が多岐にわたる場合の工夫点については、運用仕様書にてご提案ください。 なお、各社ご意見・ご質問を踏まえ、「4. 11. 6 利用端末の要件」の見直しを実施しているため、改めてご確認ください。
101	要件定義書	4-43	4	4. 11. 6	本システムの運用開始時点で動作保証の対象とするブラウザは、本ドキュメント交付時では以下とする が、運用開始時点までに追加すべきブラウザがあれば適宜対応するものとする。 ✓ PC (Windows/macOS) の場合 : Microsoft Edge/Mozilla Firefox/Google Chrome/Safari の最新バージョン ✓ Android OS の場合 : Google Chrome/Samsung Internet の最新バージョン ✓ iOS の場合 : Safari の最新バージョン ✓ iPadOS の場合 ; Safari の最新バージョン	動作保証対象ブラウザについて、本ドキュメント交付時点では暫定として定め、採用するサービス・製品の公式サポート範囲に応じて、受託者と協議の上で確定する形に緩和いただくことは可能でしょうか。	ご意見を踏まえ、要件定義書上の記載について、本システムの動作保証のブラウザについて、記載を修正します。
102	要件定義書	4-43	4	4. 11. 7 (1)	運用支援ツールの利用者は、協会職員及び本システムの運用・保守事業者を想定している	左記に記載されている「本システムの運用・保守事業者」とは、令和11年3月までは受託者となる認識でよろしいでしょうか。	本システムの運用は、基本的に別途調達されるシステム運用事業者が実施するものとなりますが、受託者にて一部運用作業を実施します。受託者による運用作業の範囲については、「調達仕様書 4.2委託業務詳細 (9) 運用保守 ②運用」をご確認ください。
103	要件定義書	4-44	4. 11. 7	(3) 表 4. 11-4 項番1	本システムへアクセスする端末には協会で使用している外字のフォントが導入されない。	貴協会で独自に使用している外字フォントはございますか。 差し支えない範囲でどのような仕組みで管理されているか、またどの程度存在するかご教示いただけますでしょうか。	協会システムで使用している独自の外字フォントはあります。外字フォントのファイルに関しては、本契約後に協会への申請・承認・契約等の手続きを経て詳細の参照が可能です。 なお、外字参照・利用に係る契約に伴う追加費用は発生しません。

104	要件定義書	4-44	4. 12		本システムのライフサイクル全般を通じて、保有するデータ品質の維持・向上やデータの適正な利活用等を実現するため、以下に示す要件を踏まえ本システムのデータマネジメントを実施すること。	本システムでは健康宣言情報、アンケート回答情報、事業所カルテ閲覧情報等の保健事業関連データが蓄積される想定です。 将来的な保健事業施策の改善や効果検証への活用を見据え、分析利用を見据えた方針等ございますでしょうか。	現時点で明確な方針はありませんが、応札者にて有効なデータ活用方針が検討される場合は、運用仕様書にてご提案ください。
105	要件定義書	4-45	4	4. 12. 5	インターネット用システムに個人情報を保存することは協会セキュリティ規程上禁止されているが、誤操作または故意による印刷、コピー・貼り付け、画面キャプチャ等を防止するための技術的な対策を講じるものとする。	クラウド上にシステムを構築する場合、認証機能の実現にあたり、クラウド上でのユーザの氏名、パスワード、連絡先情報等の個人情報が必要となりますが、これらの情報はクラウド上に保管しても貴協会のセキュリティ規程問題ない認識で相違ないでしょうか。 上記認識相違なければ、対象情報においてはクラウド上での保持が問題ない旨を明記願います。	要件定義書類及び調達仕様書に記載のセキュリティ要件に則り、適切なセキュリティ対策を行う前提の下、可能です。
106	要件定義書	4-46および4-54および4-58	4. 13テストに関する事項および4. 17運用に関する事項および4. 18保守に関する事項	--	システムテスト、移行リハーサル、運用・保守に関する要件が定義されている。	Azure利用料および構築・運用工数の見積前提として、本番環境以外に必要な開発環境、検証環境、結合試験環境、性能試験環境、移行リハーサル環境、教育/研修環境の要否、環境数、利用期間、データマスキング要否、性能試験環境を本番同等サイジングとする必要があるかをお示しいただくことをご検討ください。	環境については要件定義書に記載のものに加え必要と思われるものを適宜ご提案の上、準備ください。 各環境の要求水準に関しては、テストや運用保守等を十分実施することができる構成、サイジング等をご提案ください。
107	要件定義書	4-51	4	4. 14. 1	現行業務からの切り替え観点ではなく、利用開始に向けた教育・周知計画や、研修会の実施等に関する計画を立てること。研修会の開催前に、研修会向けの資料を作成し協会レビューを経て確定するとともに、研修環境（演習用環境（利用端末を含む）、必要なアカウント、サンプルデータ等）を準備し、研修当日の運営を行うこと。	業務移行に関して、研修会場は受託者にて準備する必要がありますでしょうか。	受託者による研修会場の準備は不要となります。
108	要件定義書	4-52および4-58	4. 15引継ぎに関する事項および4. 18. 2保守作業の実施期間	--	保守提供期間終了後も本システムを継続利用する想定であり、後続の保守事業者及びクラウドサービスプロバイダとの間で引継ぎを行う旨が記載されている。	Azureサブスクリプション、テナント、課金アカウント、管理グループ、リソースグループ、サポート契約について、契約名義を協会名義とするか、受託者名義とするか、保守期間終了時にどの単位で後続事業者へ引き継ぐかをお示しください。あわせて、保守提供期間終了後のクラウド利用料、サポート契約、監視・ログ保管費用の負担者をお示しいただくことをご検討ください。	契約名義は受託者となります。 保守期間終了後も協会や後継事業者が保守要件を満たすことができるような単位をご提案ください。 引継ぎ単位ごとの費用負担者は原則引き継ぎ先の後継事業者または協会となります。
109	要件定義書	4-54	4	4. 17. 1	本システムにおける運用は、システム運用事業者が継続して実施するものとし、運用監視を含む運用要件を満たすために必要な基盤構成・仕組み・端末・ネットワーク等については、受託者が最適案を提案し、協会と協議の上、確定するものとする。	左記に記載されている「システム運用事業者」とは、令和11年3月までは受託者となる認識でよろしいでしょうか。	本システムの運用は、基本的に別途調達されるシステム運用事業者が実施するものとなりますが、受託者にて一部運用作業を実施します。受託者による運用作業の範囲については、「調達仕様書 4.2委託業務詳細（9）運用保守 ②運用」をご確認ください。

110	要件定義書	4-54	4	4. 17. 1	本システムにおける運用は、システム運用事業者が継続して実施するものとし、運用監視を含む運用要件を満たすために必要な基盤構成・仕組み・端末・ネットワーク等については、受託者が最適案を提案し、協会と協議の上、確定するものとする。	調達件名等踏まえ、本調達においては運用業務においても対象範囲内と認識しておりますが、左記現行システム運用事業者の業務範囲・役割はどのような形を想定されておりますでしょうか。業務範囲を明確にするため、記載内容についてご確認願います。可能であれば、役割分担表などの整備をご検討いただけますでしょうか。	本システムの運用は、基本的にシステム運用事業者が実施するものとなりますが、受託者にて一部運用作業を実施します。受託者による運用作業の範囲については、「調達仕様書 4.2委託業務詳細（9）運用保守 ②運用」をご確認ください。
111	要件定義書	4-55	4. 17-1	項番2	臨時にサービスを提供するための仕組みを提供すること。 原則、業務実施時間外にオンラインサービスは提供しないが、臨時にサービスを提供するための仕組を提供すること。 業務実施時間外のサービス提供に対応できるようバッチ管理機能等を備えること。 業務実施時間外のサービス提供対応をバッチ管理機能に登録する仕組み等を提供すること。	項番2の以下の記載の意図を確認させてください。 1点目の「臨時にサービスを提供するための仕組み」と2点目の「業務実施時間外のサービス提供に対応できるよう」の部分の意図をつかみきれませんでした。具体的なイメージをご教示いただきたいです。	本要件は、業務実施時間外（27:00～06:00）においても、一時的に事業所又は協会が事業所ポータルV1の機能を利用する必要が生じた場合に、協会からの申請に応じて例外的にオンラインサービスを提供できるよう、システムの利用可能時間帯を制御する仕組みを構築することを意図しています。ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。
112	要件定義書	4-55	4	4. 17. 4 項番2	運用設計に基づき協会が指定する拠点から運用監視できる仕組みを構築すること。	左記に記載されている内容では「受託者は運用監視できる仕組みを構築すること」とあり、運用監視作業は要件に記載されていないように見受けられますが、本システムの運用監視作業は本調達の要件に含まれていないのでしょうか。	本システムの運用は、基本的にシステム運用事業者が実施するものとなり、「運用監視作業」についても、システム運用事業者作業となります。「要件定義書本紙 4. 17運用作業」に記載の責任分界についてもご確認ください。
113	要件定義書	4-55	4. 17. 5		システムの継続的な安定稼動を保つため、「表 4. 17-3」に示す監視を行う仕組みの導入（監視用端末、監視用ネットワーク、運用担当者が視覚的に認識可能な仕組みの導入を含む）及び監視作業の証跡等を取得する仕組み及びアラート通知時に自動でブザー鳴動、警告灯の点灯点滅を行う仕組み等を提供すること。	現行記載では、監視用端末・監視用ネットワーク・ブザー・警告灯等の物理的な監視設備を前提としているように読めます。クラウドサービス利用時は、監視ダッシュボード、メール、チャット、チケット、電話等による通知・エスカレーションで同等以上の監視運用が可能であり、通知手段を限定しない要件とすることが望ましいと考えます。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。
114	要件定義書	4-56	4. 17. 5	表 4. 17-3	1 死活監視/消滅監視 OS、MW、サーバー/サーバーレス機能プロセス等の稼働状況の監視を可能とすること。 ネットワーク回線の稼働状況の監視を可能とすること。	現行の運用監視要件は、OS、ミドルウェア、サーバ等を中心とした監視を前提としており、PaaS、サーバーレス、マネージドサービス利用時の監視観点が十分に明確ではありません。サービスモデルに応じて、クラウドサービスのヘルス状態、メトリック、ログ、トレース、セキュリティイベント等を活用した監視を認める要件への見直しをご検討願います。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。
115	要件定義書	4-56	4. 17. 5	表 4. 17-3	4 セキュリティ ネットワークの接続点を監視すること。	同上	ご意見として承ります。

116	要件定義書	4-56	4	4. 17. 6 項番3	本システムの障害対応は24時間365日行うこと。	左記障害対応は、協会内施設である運用監視室で実施する想定でよろしいでしょうか。 また、24時間365日対応するために上記運用監視室にて常時体制を構える認識でよろしいでしょうか。	障害対応時間は、「4. 17. 6障害時運用」に記載の通り、24時間365日となります。ただし、「4. 18. 3システム保守事業者の実施体制」に記載の通り、システム保守要員は日勤帯（8:30～19:00）は1名以上を障害発生等の緊急時に速やかに運用監視センターに駆け付けが可能な場所に配置すること、日勤帯以外は連絡後、即座に対応可能なオンコール（呼び出し）体制を整備すること。
117	要件定義書	4-58	4. 18. 2		受託者による保守提供期間は、本番環境の構築完了日から令和11年3月31日までとする。ただし、保守提供期間終了後も本システムは令和11年12月31日まで稼働するものとする	令和11年4月1日～令和11年12月31日まで、V1については、保守・QA対応は無く、お客様でシステムを稼働させるという認識で良いでしょうか。	令和11年4月1日以降は、別途保守事業者を調達する想定です。
118	要件定義書	4-62	4. 18. 6	表 4. 18-2	2パッチ適用 本システムが稼働するクラウドサービスについて構成ソフトウェアの更新プログラム及びセキュリティパッチ等が提供されている場合、当該情報を協会に提示し、速やかに適用すること。	マネージドサービスやPaaSでは、構成ソフトウェアや基盤レイヤの更新プログラム・セキュリティパッチはクラウドサービスプロバイダーが適用主体となる場合があります。そのため、受託者が直接適用時期を制御できないことがあります。そのため、受託者が適用可能な範囲と、クラウドサービスプロバイダー管理範囲を責任分界に基づき明確化することが望ましいと考えます。	ご指摘を踏まえ、要件定義書を修正します。
119	要件定義書別紙 (1) 業務フロー	1	-	-	凡例	作業のオブジェクトについて、枠線を「破線」で表現されている箇所が多く見られますが、凡例に明記がありません。どのような意図で「破線」としているのか、ご提示願います。 例) 「発信」「～～～への遷移」「アンケート結果の出力」	破線はパッチ等で自動実行されるアクションを示しています。 ご意見を踏まえ、要件定義書別紙（1）業務フローの凡例に、自動実行について追加し、修正します。
120	要件定義書別紙 (1) 業務フロー	2, 5	1-1, 2-1	-	協会の実施する作業全般	協会本部、支部ともに同じ作業フローですが、支部は自支部のみ、本部は全支部の操作が可能という認識で合っておりますでしょうか。また、本部が対応する場合及び支部が対応する場合において、明確なルールや条件があればご提示願います。	ご認識のとおりです。 本部で対応する場合、支部で対応する場合で、ルール等に相違はありません。
121	要件定義書別紙 (1) 業務フロー	2-2			事業所へのアンケート回答_協会へのアンケート回答	協会けんぽ様本部でアンケート結果を確認されるダッシュボードはBIツールの導入を想定されておりますでしょうか。	BIツールの導入やその具体的な実現方法については入札者の提案に委ねることといたします。 ただし、BIツールを導入する場合は、導入に係るコスト、ツールの保守性、セキュリティ、ベンダーロックインなどの問題がないものであることを確認し、協会に報告の上導入する方針としてください。

122	要件定義書別紙 (1) 業務フロー	7	2-2	-	アンケート結果の出力	本部のみの作業となっていますが、各支部では実施しない認識でよろしいでしょうか。	アンケート結果の出力は、別途調達される運用事業者が支部分を含めて定期的にファイルに出力し、NASに格納する想定です。このため、本部から委託された事業者の作業として、本部作業に位置づけております。 各支部はファイル出力作業自体は実施しませんが、NASに出力されたファイルは参照します。
123	要件定義書別紙 (1) 業務フロー	9	3	3-1.	協会支部欄 管理者による申請内容承認後の「台帳更新」 ※p.17 4-1. 事業所ポータルV1_健康経営推進役員の申請・交代も同様	システムとの紐づき（機能やDBなど）が記載されていないため、台帳の管理項目、更新方法、利用目的をご提示願います。	台帳更新のアクションは、支部で独自管理しているExcelの台帳の更新のため、システム機能、DBとの紐づけはありません。 健康保険委員、健康経営推進役員の情報のマスタは、各支部のExcelの台帳となるため、マスタの情報を更新することが目的となります。 ご意見を踏まえ、「台帳更新」アクションの吹き出しとしてその旨を追加します。
124	要件定義書別紙 (1) 業務フロー	12	3	3-1.	協会支部欄 「健康保険委員情報入力」 ※p.20 4-1. 事業所ポータルV1_健康経営推進役員の申請・交代も同様 ※p.29 4-2. 事業所ポータルV1_健康宣言の実施・参照も同様 ※p.41 4-4. 事業所ポータルV1_取組チェックシートの登録も同様	紙媒体の申請書で健康保険委員の申請があった場合、協会支部職員がシステムへ代理入力を行う運用を想定されていますでしょうか。	代理入力しているアクションは既に存在しているため、ご意見を踏まえ、要件定義書別紙（1）業務フローの該当業務に、代理入力である旨を追加します。 また、システム機能一覧および画面要件定義書の対象画面機能に、協会支部職員による代理入力で利用する旨の要件を追記します。
125	要件定義書別紙 (1) 業務フロー	34	4	4-3.	協会支部欄 管理者による「グレード情報の承認」	業務フローにおいて管理者による「グレード情報の承認」が記載されていますが、対応する承認画面がシステム機能一覧に存在していないように見受けられます。事業所情報の更新時に管理者による承認は必要ないのでしょうか。	「グレード情報の承認」は、共通機能である「申請内容承認画面」で承認する想定のため、要件定義書別紙（1）業務フローに承認で使用する画面名を記載します。
126	要件定義書別紙 (1) 業務フロー			p48	参考事例の登録	こういった業務内容かご提示いただけますでしょうか。	事業所に好事例等を文書で連携しますが、文書は参考事例に限らないため、業務名を「参考資料の登録」に修正いたします。
127	要件定義書別紙 (1) 業務フロー	56	5	5-1.	協会支部欄 「申請情報ファイル取得」	業務フローにおいて、システム（申請DB）から生成された申請情報ファイルが運用事業者によりNASへ格納され、協会支部職員が取得する流れと読み取れますが、上記の解釈でよろしいでしょうか。 また、当該ファイルの内容、仕様及び取得後の利用目的をご提示願います。	ご認識のとおりです。 運用事業者によりNASに格納させる目的は、台帳の更新と協会内部システムの決裁の際の添付ファイルとするためです。 ファイルは、申請DBの情報から作成され、内容は利用申請で入力された申請情報です。利用目的を要件定義書別紙（1）業務フローに記載します。
128	要件定義書別紙 (1) 業務フロー	全体	-	-	図示	業務フロー別紙に記載される承認フローについて、 支部固有運用 本部共通運用 の差異をご提示願います。	承認を含む業務全般について、支部固有運用と本部共通運用で差異はありません。 各業務の実施主体を本部/支部で明確にするため、業務フロー上、本部・支部で分けて記載をしております。

129	要件定義書別紙 (3) システム構成概念図	全体	-	-	図示	OTP認証の有効期限、再送回数、認証失敗ロック条件、OTP発行上限をご提示願います。	具体的な技術仕様については情報セキュリティ保持の観点から回答は差し控えます。
130	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	0	1/9	項番1	ログイン画面 「本画面でID/PWを入力し、初期パスワード未変更の場合は、初期パスワード変更画面（＃2）に遷移し、初期パスワード変更済みかつメールアドレス未登録の場合は、メールアドレス初回登録画面（＃3）に遷移し」	要件定義書別紙（4）システム機能一覧 No.1 ログイン画面に「初期パスワード変更済みかつメールアドレス未登録の場合はメールアドレス初回登録画面（＃3）に遷移する」という分岐が存在します。こちらはサービスイン時の初期一括アカウント発行等においてメールアドレス未登録の状態でIDを発行し、事業所ユーザーが初回ログイン時にメールアドレスを自己登録するような運用を想定した設計と解釈されますが、その認識で合っておりますでしょうか。	事業所からの利用申請なしに協会からID/PWを発行した場合は、メールアドレスが未登録となります。事業所からの利用申請を受けてID/PWを発行した場合は、メールアドレスが登録された状態となります。要件定義書別紙（1）業務フローに両パターンを記載しております。
131	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	1	2/9	項番6	メール配信サービス連携	本機能の利用目的等について明記願います。 例えば運用・保守事業者がメールワнтаイムパスワードの障害解析の為に利用するようなケースを想定されておりますでしょうか。	「メール配信サービス連携機能」は、通知やメールワнтаイムパスワード等を事業者ポータルของผู้登録するメールサービスへ連携するIF機能を想定しています。 ご意見を踏まえ、要件定義書別紙（4）システム機能一覧の「メール配信サービス連携機能」へ細かい機能を追記します。
132	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	4	5/9	項番13	協会から事業所へのアンケート回答ファイル	「アンケート詳細ダッシュボード画面」を用いればアンケート回答は確認できるように見受けられますが、本ファイルの利用目的等について明記願います。 例えば協会側で独自に分析を行うような用途を想定されておりますでしょうか。 独自に分析を行う場合、どのような手段を想定されておりますでしょうか。（例えばエクセルで読み込んでピボットテーブルで処理する等）	事業所ポータルV1では、セキュリティの制約で協会環境ではファイルのダウンロードができないよう制御する想定です。このため、協会職員の使用するイントラネット環境下の端末でExcelで集計・分析したい場合等に利用することを想定しています。 ご意見を踏まえ、要件定義書（4）システム機能一覧へ利用目的を明記します。
133	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	4	5/9	項番14	マイページ画面 「協会システムから連携されたファイルを参照する」	「協会システムから連携されたファイル」とは何を指しますでしょうか。 要件定義書別紙（6）画面要件定義書の「9. マイページ画面」を見ると、この画面で参照しているファイルは委嘱状のPDFのみと見受けられますが、こちらは事業所ポータル内で作成するファイルであり、「協会システムから連携されたファイル」には該当しないと解釈されますが、その認識で合っておりますでしょうか。	記載箇所における「協会システムから連携されたファイル」とは、事業所ポータルで作成した委嘱状のことであるため、ご意見を踏まえ、記載を修正いたします。
134	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	5	6/9	項番19	健康保険委員等情報申請ファイル 「運用事業者によって手動で健康保険システム上のNASへ連携される」 「健康保険システム上で過去の申請内容を確認するために利用する」	「健康保険システム上で過去の申請内容を確認するために利用する」とあるが、本ファイルの健康保険システム上での具体的な取り込み方式及び参照方法をご提示願います。	健康保険システム上では、NASの所定の支部毎のフォルダに配置し、支部職員が職員端末からExcelで参照し、支部毎のExcelの台帳に転記します。 ご意見を踏まえ、Excelで参照することを明記します。
135	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	5	6/9	項番22～29	社内健康活動サポート機能	事業所向け機能の社内健康活動サポート機能について、「健康経営優良法人認定」の申請に必要な貴会保有の実績値（経営者の健診受診有無、健診対象者数/健診受診者数、特定保健指導対象者数/特定保健指導受診者数、再検査対象者数/再検査受診者数、健康宣言の有無 等）を表示させるのはいかがでしょうか。	ご意見として承ります。なお、本機能を要件として追加は行いませんが、事業者様のご提案を妨げるものではございません。

136	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	6	7/9	項番23	宣言証/認定証/証明書	「健康保険委員等委嘱状」には「様式は47支部共通」との記載がありますが、「宣言証/認定証/証明書」には該当記載がありません。これらの様式は47支部で異なると解釈されますが、その認識で合っておりますでしょうか。 様式が47支部で異なる場合、各支部が様式を作成して事業所ポータルに反映する運用を想定されておりますでしょうか。その場合、様式を登録・管理する機能は不要となりますでしょうか。	宣言証/認定証/証明書については、協会支部でPDFファイルを作成し、それらを参照する機能を想定しているため、機能分類を見直し、要件定義書別紙(4)を修正します。
137	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	6	7/9	項番23	宣言証/認定証/証明書	「健康保険委員等委嘱状」には支部長名および公印についての記載がありますが、宣言証/認定証/証明書についても同様に支部長名および公印の記載が必要となりますでしょうか。	宣言証/認定証/証明書については、システム上で公印を反映させる機能は不要です。
138	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	6	7/9	項番23	宣言証/認定証/証明書	宣言証についてはPDFファイルである旨が「健康宣言証・認定証・証明書参照画面」の個別機能概要に記載されていますが、認定証および証明書については、ファイル形式の記載がありません。これらも同様にPDFファイルと解釈してよろしいでしょうか。	ご意見を踏まえ、ファイル形式、登録方法等をシステム機能一覧に明記します。
139	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	8	要件定義書 別紙 (4) システム機能一覧（事業所ポータル 事業所向け機能）9/9	No. 32 (メール発信) ほか	事業所ポータルに通知を伴うアクションが発生した場合、担当者へのメール発信を行う。発信元のメールアドレスは協会ドメインとする。	メール送信ドメインに加え、ポータル公開用ドメイン、サブドメイン、TLS証明書、DNSレコード、SPF/DKIM/DMARC、証明書更新、ドメイン移管/廃止時の責任分界について、協会、受託者、既存DNS/メール管理事業者のいずれが実施するかをお示しいただくことをご検討ください。	ご意見として承ります。
140	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	9	1/7	項番43	事業所ユーザー管理画面	要件定義書別紙(4) システム機能一覧においてNo. 43とNo. 64の両方に「事業所ユーザー管理画面」という同名の個別機能が存在しますが、要件定義書別紙(6) 画面要件定義書では当該画面は1つのみ記載されています。	同じ画面が重複して記載されているため、ご意見を踏まえ、該当箇所を修正いたします。
141	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	9	1/7	項番44	事業所ユーザー情報一覧ファイル 「事業所ポータルV1ではCSVはクラウド上に保管され、運用事業者によって手動でHIRSへ連携される」	「事業所ユーザー情報一覧ファイル」の連携先での利用目的をご提示願います。	健康保険システム内で事業所ポータルのユーザー情報の集計や分析を行うことが目的です。 ご意見を踏まえ、利用目的を明示します。
142	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	10	1/7	項番45	不正アクセス対策 「利用者のログイン証跡を取得する機能」	本機能の分類が「バッチ」となっておりますが、個別機能概要には「利用者のログイン証跡を取得する機能」とのみ記載されており、具体的な利用形態（例：一定期間のログイン履歴をバッチ処理でファイル出力する等）が不明となっております。	機能区分上は「バッチ」と記載がされていますが、ログの用途、特性、緊急性、協会の求め等に応じて、必要な時に必要な情報を取得・参照できるようにすることを要件としています。具体的な実装方式については、応札者にご提案いただく方針とします。
143	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	10	-	48	事業所へのお知らせ作成・編集画面	貴協会職員による健診機関向けのお知らせ作成画面・機能が要件としてございますが、お知らせの予約機能（時間指定の公開・配信等）は不要でしょうか。 類似する機能であるアンケートについては予約の文言がございましたので、万一、お知らせにおいても予約機能が必要でしたら明記願います。	お知らせの予約機能（時間指定の公開・配信等）は必須要件となります。 アンケートと同様に当該画面の画面要件定義書に反映・修正します。

144	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	10および11	要件定義書 別紙 (4) システム機能一覧（事業所ポータル_協会向け機能）2/7および3/7	No. 48（事業所へのお知らせ作成・編集）／No. 55（事業所へのアンケート新規作成・編集画面）	全事業所又は対象を絞った事業所にお知らせ／アンケートを新規作成・発出する。事業所側で受信拒否設定を行っても強制通知可能なフラグを設定可能。配信対象は事業所属性の選択やCSVアップロードで指定可能。	【処理量・スループット】お知らせ／アンケートを全事業所へ一斉配信する場合、最大約165万宛先（55万事業所×平均3ユーザー）へのメール通知が単一配信で発生します。ACS/SendGrid on Azure の送信レート上限を踏まえ、(1)一斉配信の許容完了時間（何分～何時間以内に全宛先へ送信完了すべきか）、(2)ピーク時の同時複数配信の想定、(3)ポータル内通知とメール通知の二系統の可否をお示しください。	メールワントタイムパスワードに関しては、各事業所にて導入しているメールサービスとの兼ね合いもあるため、SLAの基準値は設けない想定ですが、サービスレベルの詳細については、基本設計フェーズにおいて実施される運用設計において検討を行います。
145	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	11	3/7	項番61	事業所へのアンケート設問・回答ファイル「事業所ポータルではクラウド環境上にDBを構築することから、リスク低減のため、一定期間を過ぎたアンケート設問・回答は、csv形式等で出力し」	アンケートの設問数は可変と想定されますが、CSV出力時の項目レイアウトについても、設問数に応じた可変長で出力する認識でよろしいでしょうか。	可変長を想定しております。 ご意見を踏まえ、システム機能一覧に明記いたします。
146	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	11および14	要件定義書 別紙 (4) システム機能一覧（事業所ポータル_協会向け機能）3/7および6/7	No. 55（アンケート作成）／No. 72（健康宣言登録フォーム作成）／No. 76（取組チェックシート作成）	協会職員が事業所向けのアンケート・健康宣言登録フォーム・取組チェックシートを作成・公開できる。設定する項目は追加でき、複数項目を記載可能。設問形式は5段階スライダー・2択・単一選択・複数選択・自由記述（数値・テキスト）（No. 11）。	【機能】協会職員が項目を自由に追加・作成できるフォームビルダー機能について、(1)対応する入力型・必須／任意・バリデーション・条件分岐（表示制御）の可否、(2)1フォームあたりの項目数上限、(3)可変項目のデータ保持方式（固定列前提か、可変スキーマ／汎用項目テーブルを許容するか。概念データモデルの宣言情報テーブルは宣言項目(1)(2)…と固定列的）をお示しいただくことをご検討ください。	各フォーマットに求める要求事項は、要件定義書に記載のとおりです。 これらの内容に鑑み、詳細については、設計工程以降で協会・受託者間で決定します。
147	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	12	4/7	項番65	事業所ユーザー詳細画面 「事業所のユーザーのパスワード再設定メール送付、ロック解除、無効化、削除ができる画面機能」	無効化したアカウントの有効化についての記載がないようですが、一度無効化したアカウントを有効化する運用は想定していない認識でよろしいでしょうか。	ご意見を踏まえ、有効化の機能について明記いたします。
148	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	12	4/7	項番65	事業所ユーザー詳細画面 「事業所のユーザーのパスワード再設定メール送付、ロック解除、無効化、削除ができる画面機能」	本画面では協会職員が事業所ユーザーのパスワードをリセットできる機能が記載されていますが、協会職員自身のパスワードをリセットする機能の記載がありません。要件定義書に記載のユーザー管理ツールが該当するの か、それとも別途機能が必要となりますでしょうか。	協会職員自身のパスワードのリセット機能は、具備しない想定です。協会職員のパスワードの変更は協会職員専用ページ画面で行い、パスワードをリセットする場合は、運用事業者 に依頼のうえ、ユーザー管理ツールにより、運用事業者がリセットします。運用事業者の利用する「ユーザー管理ツール」の機能については、要件定義書別紙（4）システム機能一覧の項番91をご参照ください。

149	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	15	7/7	項番81	ダウンロードパスワードクリア画面	システム機能一覧には存在する「ダウンロードパスワードクリア画面」が、「要件定義書別紙(1) 業務フロー」および「要件定義書別紙(6) 画面要件定義書」には記載がありません。 本画面は恐らく事業所向けの「ダウンロードパスワード設定・編集画面」で設定したパスワードを忘れた際に、事業所ユーザーから連絡を受けて協会職員が操作する画面と見受けられますが、その認識で合っておりますでしょうか。	ダウンロードパスワードクリア機能は、別画面（事業所ユーザー詳細画面）に統合することになったものの、要件定義書別紙(4) システム機能一覧上に記載が残っていたため、当該資料から「ダウンロードパスワードクリア画面」を削除します。
150	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	15	7/7	項番84, 85	No. 84 クラウド環境からエクスポートしたファイルの管理ツール No. 85 クラウド環境にインポートするファイルの作成ツール	No. 84、No. 85はクラウドからエクスポートしたファイルをExcel/Access等で加工した上でファイルサーバー経由でクラウドにインポートする一連の流れを支援するツールと読み取れますが、対象データ、業務シナリオ、操作主体等をご提示願います。	ご指摘の機能は、運用事業者が、クラウドとオンプレミス環境間のファイル連携時に使用するツールになる想定です。ご意見を踏まえ、システム機能一覧を修正いたします。
151	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	15	7/7	項番86	事業所ポータルV1では、セキュリティ対策の強化のため、事業所を特定するIDとして、任意の管理IDを設定予定 事業所ポータルから、アンケート回答や健康宣言等の内容を抽出するにあたり、管理ID突合ファイルを使用して事業所記号を特定する	事業所を特定するIDとして任意の管理IDを設定予定であり、管理ID突合ファイルを使用して事業所記号を特定するとされておりますが、管理IDと事業所記号の対応関係（1対1又は1対N）が明確になっておりません。対応関係について明記願います。	その後の協会内の検討を踏まえ、管理IDは使用せず、支部コード及び事業所記号を使用することに変更となりました。 要件定義書別紙(4) システム機能一覧上より、当該機能を削除します。
152	要件定義書別紙 (4) システム機能一覧	全体	-	-	CSVファイルについての記載	CSV連携仕様（レイアウト、件数、エラー処理方式）をご提示願います。また、CSVにおけるセキュリティ要件はない認識でよろしいでしょうか。	CSV連携仕様については、CSVデータの種類・業務特性に応じて、基本設計工程にて協会と協議の上で決定予定です。 インターネット通信経路を介するもの、運用作業にて移送するもの等、csv連携の方針に応じて、暗号化やパスワード設定等、情報漏洩や改ざん等が発生しないよう対策を検討のうえ、ご検討ください。
153	要件定義書別紙 (6) 画面要件定義書	22	18	18. (1/2)	機能概要 健康宣言に関連する健康宣言証・認定証、取組チェックシート(V2以降に実装)のページに遷移できる 画面項目 【リンク】取組チェックシート参照(V2以降に実装)	要件定義書別紙(1) 業務フローの「4-4. 事業所ポータルV1_取組チェックシートの登録」や要件定義書別紙(4) システム機能一覧の「取組チェックシート入力・参照画面」の記載から、取組チェックシートに関する機能は事業所ポータルV1で実装する想定と認識しております。	取組チェックシートは、V1から実装に変更になったため、ご意見を踏まえ、画面要件定義書を修正いたします。
154	要件定義書別紙 (6) 画面要件定義書	24	19	機能概要	管轄の支部より宣言フォームが複数公開されている場合は、タブやリストによって、記入する宣言フォームを切り替え可能とする。	管轄の支部より宣言フォームが複数公開されている場合は、タブやリストによって記入する宣言フォームを切り替え可能とするとされておりますが、支部ごとの宣言フォーム数について記載がありません。支部ごとの宣言フォーム数について明記願います。	原則として、支部毎に1フォームずつとするが、複数のフォームを使用する可能性がある支部が数支部あるため、全体で約50フォームを想定しています。 (47支部+α) ご意見を踏まえ、画面要件定義書を修正いたします。

155	要件定義書別紙 (6) 画面要件定義書	41	35	-	機能概要 「指定のID/パスワードを入力し、事業所ポータル協会職員専用ページへのログイン処理を行う」	協会職員向けのログイン機能については、パスワードを変更する画面が要件定義書に記載がありません。協会職員のパスワード変更や有効期限は設定しない運用でしょうか。	ご意見を踏まえ、協会職員のパスワード変更機能を追加いたします。 有効期限につきましては、契約締結後の設計工程において、受託者からの提案に基づき、協会者と協議の上決定することといたします。
156	要件定義書別紙 (6) 画面要件定義書	64	51	51. (1/2)	機能概要 アンケートに予め設定されたNGワードが含まれている場合は、一時保存の際にエラーメッセージを表示する	「一時保存の際にエラーメッセージを表示する」だと、例えば一時保存をせずに承認依頼を行った場合、NGワードが含まれているかどうかのチェックを行わないように読み取れますが、その認識で合っておりますでしょうか。	ご指摘の通り承認時にもエラーメッセージを出すことが望ましいため、要件定義書別紙(6)に反映します。
157	要件定義書別紙 (6) 画面要件定義書	64	51	51. (1/2)	機能概要 アンケートに予め設定されたNGワードが含まれている場合は、一時保存の際にエラーメッセージを表示する	「NGワード」を設定・変更する機能/ツールが見当たりませんが、このNGワード自体は協会職員が作成されるものでしょうか。 また、このNGワードを変更する際は、運用・保守事業者が協会職員から依頼を受けて手動で設定・変更するような運用を想定されていますでしょうか。	NGワードの設定の設定については、当該画面において特定のNGワードに対するバリデーションチェック機能を具備する想定です。 NGワードの具体的なマスタ保持方針・メンテナンスについては、設計工程以降に詳細化が実施される想定です。
158	要件定義書別紙 (6) 画面要件定義書	71	55	55. (1/2)	画面項目 「閲覧属性／回数（円グラフ）」 「設問別回答（集合棒グラフ）」 「事業所属性別回答（積み上げ棒グラフ）」 「回答推移（折れ線グラフ）」	各データのグラフ形式が具体的に指定されておりますが、これらは必須要件となりますでしょうか。記載されているグラフ形式以外での表示は許容可能でしょうか。 （例：回答推移を棒グラフで表示する等）	本画面要件定義書に記載の「画面イメージ」は画面のイメージを表現したものであり、グラフ形式に関する必須要件をお示しするものではありません。 具体的な形式については、設計工程において、受託者からの提案に基づき、協会と協議の上決定することといたします。
159	要件定義書別紙 (6) 画面要件定義書					デジタル庁ウェブアクセシビリティ方針（JIS X 8341-3等）への準拠レベルをご教示いただきたいです。	要件定義書の表4. 1-3にて、WCAG2. 1Aレベル以上に準拠することを要件としておりますため、そちらに準拠ください。
160	要件定義書 /要件定義書別紙(7) システム構成図	3-16 /Excel各シート	3. 6外部インターフェースに関する事項	表 3. 6-1 外部インターフェース一覧（想定）	方式 共有フォルダ/手動配置	ファイル連携は手動を想定している認識ですが、ファイル共有フォルダはシステム構成図に記載の健康保険システムのNAS領域を指しているでしょうか？それとも事業所ポータル（V1）上にクラウドストレージなどを配置してファイルを格納することを想定されておりますでしょうか？ ※事業所ポータル（V1）とNAS領域は直接の接続は無く、インターネット用システムおよびシンクライアント環境を経由して手動連携させると推測しております。	健康保険システムのNAS（Network Attached Storage：ネットワーク接続型ストレージ）領域を想定しております。
161	委託要領	2	1. (3)		なお、業務要員は、デジタル・ガバメント推進に向けて必要とされるシステム全般に関する知識、特にEA（Enterprise Architecture）に関する知識及び実務経験、「デジタル社会推進標準ガイドライン群」に関する知識を有すること。		ご意見として承ります。

162	委託要領	4-50	4. 15		本システムでは、受託者の保守契約期間終了後も、引継ぎ先の保守事業者への引継ぎ等を行うことで、クラウドサービスをそのまま継続利用することを想定している。引継ぎに際しては、必要に応じて引継ぎ先の保守事業者及びクラウドサービスプロバイダとの間で書面による契約等を行い、しかるべく管理者権限の引渡し等を行うこと。	引継ぎ先の保守事業者及びクラウドサービスプロバイダとの契約は運用保守契約が終了する令和11年3月31日に行う認識で合っておりますでしょうか。	受託者の保守契約期間終了に伴う引継ぎ先の保守事業者及びクラウドサービスプロバイダとの契約等の実施日は、ご認識の通りとなります。 4. 18. 2 保守作業の実施期間も併せてご参照ください。
163	委託要領	8	1	(12) ⑥	資料を作成する上で使用する電子媒体のバージョンは、原則としてMicrosoftOffice2024（word、excel、power point）を使用することとするが、それ以外のものを使用する場合、自社所有のツール等の使用を基本とし、外部サービスのシステムやソフト、ツール等を利用する際、セキュリティに十分考慮して、事前に承認申請書を協会に提出し、許可を得なければならない。	基本的にはMicrosoftOffice2024の使用を前提に考えておりますが、設計の効率化に向けMarkdown、AsciiDoc等の活用も可能性の1つとして検討しております。MicrosoftOffice2024以外の利用に際し、具体的なセキュリティ基準や懸念事項等ございましたら、ご教授願います。	セキュリティ基準に関しては、本書1. 委託条件（14）に準拠されていれば問題ありません。一方で、資料提出の際には、協会および将来的な事業者変更等にも対応できるよう可読性・保守性等も考慮し、一般的なソフト・一般的なITスキルで確認・編集できる形式で提出するよう、対応をお願いします。
164	委託要領	10		(15)	本委託業務に AI を活用する場合は、AI を活用する業務の範囲、内容を明確にした上で、AIを活用することの合理性、必要性、情報の管理方法、運営管理の方法等の詳細資料を作成し、後述の運用仕様書の資料として協会に提出すること。なお、AIの活用は事前に協会の承認を得た場合とする。	AIを用いた開発を検討している場合、AI活用の条件などがありますでしょうか。また、提案時に提出する見積は「AIを活用しない前提」の内容を提出する必要があるという理解で合っておりますでしょうか。	AIを開発に用いることは問題ございません。開発で利用する場合、運用仕様書ご提出の際に、AIを活用する範囲をお示しの上ご提案ください。ただし、提示されたAIの活用範囲等によって、AIの活用が認められない場合がありますのでご了承ください。
165	委託要領	12			業務調整管理者及び委託業務従事管理者においては、本年度から過去5年以内に保険分野（社会保険含む）もしくは医療分野に関するシステムの設計・開発等の業務に携わっていること（受託事業として実施したもの及び現在契約中のものを含む）。また、システムアーキテクト試験、データベーススペシャリスト試験、ネットワークスペシャリストの何れかの資格を保有していることもしくは経歴等に鑑み、同等の知見を有することが明らかであること。		ご意見として承ります。